

審議会等の概要や会議録

 審議会等の概要調書

会議録及び会議資料

静岡県森の力再生事業評価委員会

- 開催日 平成30年7月31日(火)
- 場所 静岡市葵区追手町9-6 県庁7階 第二会議室 A
- 出席者（職・氏名）
委員長 土屋智（静岡大学名誉教授）
委員長代理 小南陽亮（静岡大学教育学部教授）
委員 浅見佳世（常葉大学大学院環境防災研究科准教授）
委員 木村美穂（きむら工房代表）
委員 五味響子（しずおか流域ネットワーク）
委員 豊田和子（一般社団法人静岡県法人会連合会）
委員 中村昭夫（一般財団法人静岡経済研究所常務理事）
委員 波多野初枝（静岡県消費者団体連盟）
委員 原田健一（静岡県弁護士会）
委員 松永祐司（静岡県中小企業団体中央会）
- 議題
・ 評価委員会の年間開催計画
・ 平成29年度の提言への対応の報告
・ 平成29年度事業分の評価対象箇所の選定
・ 事業実施箇所のモニタリング結果の報告
- 配布資料
次第、名簿:  (130KB)
評価委員会の年間開催計画（案）:  (142KB)
平成29年度の提言への対応の報告:  (176KB)
平成29年度事業分の評価対象箇所の選定:  (187KB)
実施箇所一覧表:  (189KB)
事業実施箇所のモニタリング結果の報告1:  (340KB)
事業実施箇所のモニタリング結果の報告2:  (294KB)
参考資料:  (133KB)

【審議事項】

- (1) 評価委員会の年間開催計画
- (2) 平成29年度の提言への対応の報告
- (3) 平成29年度事業分の評価対象箇所の選定
- (4) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告

【審議内容】

詳細:  (328KB)

お問い合わせ

経営管理部総務局法務課
静岡市葵区追手町9-6
電話番号: 054-221-3306
ファックス番号: 054-221-2099
メール: hqumu@pref.shizuoka.lg.jp

平成 30 年度 第 1 回 静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
会場	静岡県庁 別館 7 階第二会議室 A
出席者	<p>○ 委員（敬称略）</p> <p>土屋智（委員長）、小南陽亮（委員長代理）、浅見佳世、木村美穂、五味響子、豊田和子、中村昭夫、波多野初枝、原田健一、松永祐司（10 人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>天野経済産業部長、藪崎森林・林業局長、清水森林計画課長、佐野農林技術研究所森林・林業研究センター技監、水口産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 評価委員会の年間開催計画</p> <p>(2) 平成 29 年度の提言への対応の報告</p> <p>(3) 平成 29 年度事業分の評価対象箇所の選定</p> <p>(4) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会の年間開催計画（案） ・ 平成 29 年度評価委員会からの提言に係る対応 ・ 平成 29 年度事業分の評価対象箇所の選定について（案） ・ 平成 29 年度実績一覧表 ・ 事業実施箇所のモニタリング調査について 他

<p>結果概要</p>	<p>(1) 評価委員会の年間開催計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 29 年度評価対象箇所」「事業完了後 3 年以上経過した箇所」の検証を行い、評価、提言を行うことを決定。 <p>(2) 平成 29 年度の提言への対応の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の方法について、幅広い年齢層に伝わるような工夫が必要。等の意見が出された。 <p>(3) 平成 29 年度事業に係る評価対象箇所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度に整備した 145 箇所のうち、評価対象 22 箇所を選定。 <p>(4) 事業度実施箇所のモニタリング結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定の誤差が少なくなるように、調査方法について工夫すること ・調査結果のまとめには、今後モニタリングを続けていくうえで重要となる現状についての情報を詳しく記載しておくこと。 等の意見が出された。 <p>次回の評価委員会は 10 月下旬に開催し、今回抽出した平成 29 年度事業実施箇所の検証を行う。</p>
-------------	--

平成30年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：平成30年7月31日（火）

午後1時30分～午後3時30分

場所：県庁別館7階第二会議室A

（内藤 産業政策課参事）

ただいまから平成30年度第1回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。私は司会を務めます経済産業部産業政策課の内藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席でございます。お手元の次第の2枚目を御覧ください。皆さん御出席の予定でございますが、現在、中村委員が遅れていらっしゃるということでもあります。しかしながら、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らして、過半数を超えておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

本委員会につきましては、県の情報提供の推進に関する要綱に基づく公開対象となっております。本日の議事内容につきましては、録音し、議事録を作成させていただきます。議事録につきましては、後日皆様に御確認をいただいた上で、県のホームページなどで公開させていただきます。

それでは最初に、天野経済産業部長から御挨拶を申し上げます。

（天野 経済産業部長）

本日は委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また大変暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成18年度から開始いたしました森の力再生事業は、もりづくり県民税を財源といたしまして、荒廃した森林の整備を行い、森林の持つ土砂災害の防止や水源の涵養など、森の力の回復を図る事業でございます。平成18年度から平成27年度までの第1期におきましては、1万2,374ヘクタールの荒廃した森林を整備いたしました。

その一方で、県内の森林では新たな荒廃の進行や、シカによる食害などの課題も生じていることから、もりづくり県民税の課税期間を5年間延長いたしまして、平成28年度からの第2期の整備をスタートしたところでございます。第2期は平成28年度から10年間で1万1,200ヘクタールの整備を計画しております。28年度から29年度の2カ年で2,079ヘクタールを整備いたしました。

また、森の力再生事業は、森の力の回復に加えまして、さまざまな波及効果をもたらしております。本事業により森林整備の新たな担い手が創出されており、これまでに建設業、NPO等、45事業者の新規参入が進んだほか、雇用された人数は延べ2,691人となっております。

また、本事業で整備した森林から運び出されて建築材料等に活用された木材は、12年間の累計で約18.6万立方メートルとなりました。

昨年度は、竹林の整備で発生した竹材を中東遠地域の海岸で進めております「ふじのくに森の防潮堤づくり」の防風垣に活用するなど、人、地域への波及効果が広がっております。今後も引き続き、荒廃した森林の再生を進めてまいります。

本日は、今後の委員会で評価いただく箇所を選定していただくほか、昨年度いただいた御提言への対応、事業実施箇所のモニタリング結果などについて御報告させていただく予定であります。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、

私の挨拶とさせていただきます。本日は長時間の御審議となりますが、よろしく願いいたします。

(内藤 産業政策課参事)

部長はこの後、公務の都合がありまして、ここで退席させていただきます。

(内藤 産業政策課参事)

本日の議事について御説明いたします。議事が4つございまして、議事の1では、今年度の評価委員会の開催計画(案)について、議事2では、平成29年度の評価委員会からの提言への対応について、議事3では、平成29年度事業の実施箇所の中から、評価の対象箇所の選定について、議事4では、事業実施箇所についてのモニタリング結果について、それぞれ報告し、御審議をいただきます。議事については以上であります。

最後に、その他事項といたしまして、事務局の方から森林環境税及び新たな森林経営管理制度について情報提供させていただきます。

それでは、議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては土屋委員長をお願いいたします。

(土屋委員長)

それでは、議事に先立ちまして簡単に御挨拶申し上げます。

きょうは29年度提言への対応の報告ということでございますので、前年度、3回目に委員会でこうしてくださいというようなことや、あるいはこのようにした方がいいんじゃないかという提言をしています。それに関してどのようなことが盛り込まれるだろうかということが紹介されるかと思いません。

また、評価対象すべてを見るわけにはいきませんので、ある地区ごとにある場所を選んで、書面審査をやるんですけども、その箇所をここで選定をしたいということで、今日原案が示されて、審議することになるかと思いません。

もう1つは、モニタリングの結果が報告されますので、これは実際に事業実施とともに、どのように現場が変わっていったかということが報告されますので、その中で、やはり森林は生きているなどというところを感じていただいて、うまくいかなかったところは何が問題なのかも含めて議論していただいて、次年度にその知見を伝えるというか、展開していただくということになるかと思いません。議事としてはこの4つですので、早速に議事に移りたいと思います。

それでは初めに、議事1の評価委員会の年間開催計画について、事務局からの説明をお願いします。

(光本 産業政策課主査)

それでは、年間開催計画について御説明いたします。資料1ページ、資料1、評価委員会の年間開催計画(案)を御覧ください。

今年度の評価委員会は例年と同様、本日を含め3回の委員会と1日の現地調査により御審議いただきたいと考えております。本日第1回の内容につきましては、先ほど御説明した議事のとおりです。

第2回は10月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては、現在調整しておりますので、委員の皆様には追って御連絡いたします。第2回の内容につきましては、本日選定していただく29年度事業箇所について、現地調査の結果などを御報告いたしますので、検証をお願いしたいと考

えております。また、木材の利用、新たな雇用、地域の取り組みなど、本事業に関わる波及効果の事例を報告させていただきます。

その後、11月を予定しておりますが、別に日を設けまして、事業効果の現地検証を行っていただき、第3回において、事業を実施してから3年目となる平成27年度事業分などの現地調査結果を御報告いたします。これを検証していただき、平成29年度事業分とあわせて、今年度の評価委員会の検証、評価結果の検討をお願いしたいと考えております。以上です。

(土屋委員長)

資料1に基づいて評価委員会の年間開催計画の案が示されましたが、何か御質問ございますでしょうか、御意見でもよろしいのですが。特別回数が増えたということでもなく、従来どおりかと思えますけれども、何かございますでしょうか。

それでは、今年度の評価委員会の年間開催計画は、この原案に基づいてそのとおり進めるということになりますが、よろしいでしょうか。それではよろしく申し上げます。

次に、議事2についてでございますが、平成29年度の提言への対応の報告について、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(大石 森林計画課技監)

森林計画課の大石と申します。平成29年度の提言への対応ということで説明させていただきます。いただいた提言は5つありまして、それぞれについて資料2のとおり対応してまいります。

提言1は、「事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください」です。この提言に対しましては、森の力再生調整会議の開催を継続して対応してまいります。平成28年度に市町、整備者などを構成員とした森の力再生調整会議を各農林事務所を設置し、地域ニーズに対する調整や、他の事業の活用による一体的な森林整備を促進してまいりました。平成29年度は合計48回、今年度は7月までに13回、定期的に開催し、森の力再生事業と公共の造林事業などにより、隣接地の森林を一体的に整備する調整等を行いました。また、賀茂農林事務所、志太榛原農林事務所におきましては、要望の多い竹林整備の実施箇所について、市と町と地域ニーズを踏まえた調整を行いました。このような調整会議を今年度も継続して取り組みを強化してまいります。

提言2は、「整備の終わった箇所周辺の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるよう努めてください」というものです。この提言への対応の1つ目としまして、整備後の現地での周辺権利者を含めた事業報告会を実施します。昨年度は整備後の現地で権利者に対して報告会を行いました。画面ですけれども、昨年4月に下田市田牛の整備が完了した広葉樹林で、6人の権利者に対して行った報告会の様子です。権利者の方からは、暗くて急な山が明るくなってよかった、歩道は地域の津波避難路に活用したいなどの声が寄せられました。今年度は整備が終わった箇所の権利者に加えまして、周辺の森林の権利者にも状況を見ていただきまして、事業への理解を進め、整備が地域に広がるよう、努めてまいります。

提言2の2つ目の対応としまして、各農林事務所において、県民が事業の成果を実感できる取り組みを継続してまいります。写真左は、平成29年度に行った、情報発信ツアー、これは西部農林事務所管内で行った時事通信社の記者の方を対象に行ったツアーです。真ん中は富士宮で行いました、きこりフェスというイベントの中で行った伐採見学会です。一番右手は、木のこと森のことまるわかり

ツアーの中で、森の力再生事業の現場の現地を視察してもらったものです。整備地を県民の方々に直接見ていただくことで成果を実感していただき、事業への理解を深めていただきました。今年度も引き続き実施してまいります。

3つ目の対応としまして、ホームページやフェイスブックにより引き続き情報を発信してまいります。平成 29 年度は、事業の実施状況や効果などをフェイスブックふじのくに森の都しずおかにより 42 回発信し、平均 561 回閲覧されました。また、県と協定を結んでいるコンビニエンスストアやショッピングセンターなどで、定期的にポスター提示やリーフレットなどの配架を行っております。これらの事業の PR の取り組みを引き続き今年度も実施してまいります。

提言 3 は、「伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください」です。この提言への対応につきましては、森の力再生調整会議において、伐採した木材や竹材の情報を整備者と民間事業者で共有し、活用に向けたマッチングを図ってまいります。平成 29 年度につきましては、伐採した約 22 万立方メートルのうち、その 6% に当たります約 1 万 3,000 立方メートルを搬出しました。竹材につきましては、4 カ所の整備地から防潮堤の防風垣、あと下田市の地域活性化イベントなどに活用されております。これらの取り組みを今年度も引き続き行ってまいります。

提言 4 は、「作業者に安全かつ効率的な技術を習得させるよう、引き続き指導してください」というものです。この提言への対応については、安全講習会などを開催し、整備者の安全意識と作業技術の向上を図ってまいります。昨年度は、農林事務所におきまして、安全講習会を計 6 回開催し、また森林計画課が全県の整備者を対象にした安全セミナーを開催しました。ほぼすべての整備者がこのセミナー、講習会に参加いたしております。今年度もすべての農林事務所で開催し、労働災害ゼロを目指し、作業技術の向上を図ってまいります。写真左は、昨年 11 月に牧之原桐山で実施した竹林伐採、右は今年 7 月に静岡市梅ヶ島で実施した人工林伐採の安全講習会の状況です。

提言 4 の 2 つめの対応は巡回指導についてです。巡回指導は、新規参入者や特種な作業を行う整備者を中心に行っております。左側が愛美林、右側がチーム北見フォレストワーカーズという事業体の整備地で実施した巡回指導の状況です。昨年度、すべての農林事務所で合計 72 回行いました。今年度もこれらの活動を継続して、引き続き安全かつ効率的な整備の推進について努めてまいります。

提言 5 は、「下層植生の回復が見込めない箇所については、森の力が確実に回復できるよう、防鹿柵などの追加整備や、治山事業による土砂移動の抑止など、適切な対策を進めてください」というものです。

この提言に該当する箇所は、昨年度 1 月に開催しました第 3 回事業評価委員会におきまして、下層植生の回復が見込めないことから対策を講じる必要があると判断した 2 カ所です。1 カ所目は伊東市宇佐美の人工林です。ここは平成 25 年度に強度の間伐、40% 程度の間伐を行いましたが、シカの食害により下層植生が回復しなかったものです。そういうことから、今年度森の力再生事業で再整備を行ってまいります。整備内容としましては、広葉樹の植栽と獣害防護柵の設置を予定しております。

もう 1 カ所は島田市川根町笹間上の施工地です。ここは、平成 25 年度に風倒木処理を行いました。平成 29 年 5 月の降雨で木製構造物が流出しました。土砂の移動量が多く、森の力再生事業による再整備が困難と判断されたので、今年度治山事業で土砂の移動を防止する工事を行います。

資料 2、平成 29 年度の提言への対応の説明は以上です。

(土屋委員長)

ただいまの報告に関して何か御意見、御質問ございますか。

(五味委員)

県民の方にこういう事業をやっていて、皆さんの税金が使われているんですよというPRを毎年いろんな工夫をなさって、やられているということがよくわかっておりますが、その県民というものの対象者の規模とか、どれぐらいの年代の方が何人ぐらい参加するんだろうとか、あるいは何とかイベントとかいうと、きっとたくさんお子さん連れとかも来るんだと思いますけれども、そういう事例を教えていただければと思います。

もう1点は、巡回指導のところに「新規参入者や特殊な作業を中心に」ということがあったんですけども、最近は高性能な林業機械なども導入されて、大きめの規模の機械を使って間伐とか皆伐をやるかという話も昨年聞いたので、そういうものの講習会という意味なのかを教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

(大石 森林計画課技監)

イベントの参加者ですけれども、先ほどの提言2のところの説明しましたきこりフェス伐採見学会というのがございます。フェス全体の参加者でいいますと300名程度になります。伐採の見学会は、その中の20名程度になっております。きこりフェス自体、伐採見学会とか、シカの解体体験とか、森の中相談会とか、いろいろやっていますので、家族連れも参加していると思われます。

情報発信ツアーにつきましては、時事通信社1社の参加になっております。

特殊な作業ですけれども、人家上の大木なんかを切るときに、通常のチェーンソーのテクニックだけではできなくて、木にぶら下がって切るとか、そういうような特殊な作業を想定しております。新規参入者につきましては、NPO、造園業者などを想定しております。

(五味委員)

県民の方が普段から、事業者の方以外の県民の方もそういうもののPRの恩恵を受けて、理解が進んでいると、今聞き取らせていただきましたので、どうもありがとうございます。

(土屋委員長)

それでは、そのほか何かございますか。先ほど紹介いただいたこの安全講習会というのは、例えばそれは何年に1回出なければいけないとか、その事業団体のすべてが受けなくてはいけないとか、何かそのようなものはあったのでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

森の力再生事業に関しましては、特に森林整備のプロじゃない方々も参加していただいている事業ということで、特に安全に対しては配慮してきたという経緯がありまして、義務ではないですけれども、毎年農林事務所ごとに安全講習会を開催しまして、参加するように促しております。

(五味委員)

今、豪雨災害が増えておりまして、平成29年の7月に九州豪雨があったなと思ったら、もう今年の7月には西日本豪雨で、特に山の方からたくさん土砂とか、それから木の根っことか、あるいは構造物などが流れて、川が埋まっちゃっている様子を随分ニュースで見ました。静岡県も、いろんな対

策をなさっていると思いますが、そういう危険地域の指定をなさっていたと拝見しているんですけども、そういう事前の予防対策みたいなもので森林が関わって、こういうふうに行っているという場所がありましたら、教えていただきたいなと思いました。

(清水 森林計画課長)

今、危険地の話がありましたけれども、今静岡県で山が崩れそうであったりとか、沢が荒れて、今言われた土砂が流れそうな場所であったり、あと地滑りというものもあるんですが、こういった危険な場所が、平成 29 年で 7,858 地区指定されております。

そこについては、森の力再生事業で森林整備をすることで、山が持っている水源涵養機能、災害防止の機能を高めるということとあわせて、もう 1 つ治山事業、コンクリートで沢の安定を図る谷止めの工事などをしまして、山の力も高めつつ、ハードでの工事も進め、両面で今災害の起きないような予防的な措置も含めまして、取り組みを進めています。そういう中で森の力再生事業をやっているところは、一番所有者としても手が入りにくいところで、既に下草もなく、災害に直結しそうなところで、まず率先してもらいづくり県民税を活用させていただきまして、森の力を回復させる森林整備と、森林土木の工事とセットで災害のない県土づくりを進めている状況です。

(土屋委員長)

私の聞いているところだと、福岡県朝倉市の災害では、どのぐらいのいわゆる流れ木が出たかという評価はまちまちなんですけども、林野庁は大体 20 万立方ぐらいと見ていると。いろんな調査の結果では、それがマックスのときは 30 万だったり、35 万だったりしているわけですね。その数字は一体どのくらいだという認識を持たないといけないですけども、どれだけ大きな災害だったかというのは、静岡県の立木は生産として、計画が 50 万立方ですから、30 万出ちゃったというのはすごい量になるんです。

有数の林業地帯で、多くは多分すぎだと思えますけれども、そういったところで大量の流れ木が出るというふうなことになる、人ごとではないという認識をしないといけないと思います。それは滅多に起こりません。ただ、起きるとすごく大変だと思います。100 年に一度とか、そういう話になってくるかと思うんですけども、この前の西日本の雨も 100 年、200 年のオーダーだと思うんですけども、そういうのがいっぱい周りで起きてくると、100 年の意味って一体何なのかと思いたくなるんですが、伊豆の災害の雨は 500 年に一度だと言うんですね。ですから、気をつけていないと、ひょっとしてどんとやられるよということは考えておかなきゃいけないかもしれない。

何かそのほかはございますか。

(波多野委員)

5 番ですけども、シカの食害とありますけれども、この食害というのは、全体的を見てどのぐらいあるものでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

具体的な面積は把握はしてないんですが、伊豆半島は特に松崎とか伊東とか、ニホンジカが多くて、食害が多くて、森の力再生事業を実施した箇所でも下層植生がなかなかうまく発生しないということ

は過去にもございました。ですから、伊豆半島とか、あと藤枝、川根筋、水窪、そのあたりで食害が多いということ、森の力再生事業の整備箇所でも把握しているところです。

(波多野委員)

ニホンジカは禁猟ではないですか。カモシカは獲ってはいけないということですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

カモシカは今特別天然記念物に指定されていて、基本的には狩猟で獲ることはできませんが、県が計画する管理計画に載せて、有害駆除というか、被害防止のための個体数管理という形で、今は静岡市、浜松市、川根本町、島田市では一部地域で捕獲をしております。狩猟で採れるようにという話は、詳しい話は割愛しますが、国の方で決めていて、なかなか増えたからといって狩猟で採れるようになるとは、まだ今のところはなっていないというのが現状です。

(豊田委員)

以前に費用対効果ということで質問させていただいた中で、5番のところで、豪雨により土砂が流出したという部分がありますけれども、先ほども土砂流出危険箇所が県内に7,858地区ある。それを森林土木と森の再生事業によって対応しているというお話がございました。費用対効果と申ししたのは、たしかそのときの御説明の中で、昨年度だったと思うんですが、森の再生事業をした場合、土木工事をする場合の3.8倍から4.1倍ぐらいの費用対効果であるということ伺いましたが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

今の質問ですけれども、以前、森の力再生事業の10年間の取り組みということで、冊子をお配りしたことがあると思うんですけれども、そこに費用対効果と経済波及効果を、静大の名誉教授の土居先生に算定してもらいました。そこに費用便益ということで3.86と出ています。ですから、本事業は投じた費用に対し、ほぼ4倍の森林の公益的機能を県民にもたらした、経済効率性が確保された事業であると評価をいただいているところです。

(松永委員)

2番のところの整備が終わった箇所のところで、ホームページやフェイスブックにより引き続き発信することなんですけれども、私フェイスブックをやっているんで、これを見ているんですが、いいねを押している人が本当に少ないんですよ。

若い人はほとんどツイッターかインスタグラムになっているので、年齢層を見ると本当に、高い人しかやってないな、50代とか、40代も少なくなっているのかなと。20代、30代の若い人はもう本当に、10代もそうですけれども、ツイッター、インスタグラムなので、やはり発信することだったら、もうちょっと考えていかれることもいいかなという気がしているので、また御一考をお願いいたします。

(大石 森林計画課技監)

特に今年はまたフェイスブックの発信がちょっと遅れているところがありまして、反省しているところがございます。また若者の方はあまりフェイスブックを見ないんですか、その辺をまた考えていきたいと思います。

(土屋委員長)

先ほど委員の方から出されました意見等を御勘案いただいて、次の事業に反映させていただきたいと思います。

それでは、議事の3で平成29年度事業分の評価対象箇所を選定について、事務局より説明をお願いします。

(光本 産業政策課主査)

資料3ページ、資料3-1を御覧ください。平成29年度事業にかかる評価対象箇所につきまして、案として選定いたしましたので御説明いたします。

まず1、平成29年度の実施箇所数を御覧ください。これは県内の7つの農林事務所ごとにまとめたものです。人工林再生整備事業により、通常よりも多くの割合を切る間伐などを実施した一般型が、県全体で117カ所、風などで倒れた木の緊急的な片付けなどを実施した災害対応型が11カ所、竹林・広葉樹等再生整備事業により、竹・広葉樹の間伐・皆伐を実施した箇所が17カ所、これらを合わせて全県145カ所で事業を実施いたしました。

次に2、評価対象の選定を御説明いたします。選定の基準は3つございます。1つは、事業規模、面積が大きい箇所から選定いたします。2つ目は、事業単価が高額の箇所、これは特に審査いたします。3つ目は、すべての農林事務所が必ず評価を受けることとします。

箇所数は、これらの基準により20カ所程度とします。この基準に基づき選定した箇所は、3の表のとおりです。一般型が13カ所、災害対応型が2カ所、竹林・広葉樹林等再生整備が7カ所、合計22カ所です。

次のページを御覧ください。こちらは選定箇所一覧となっております。22カ所の合計面積は308.87ヘクタールで、これは全体面積の約3割となっております。

その次の5ページから10ページまで、資料3-2は実績一覧表となっております。選定基準の事業規模の大きい箇所は、面積の欄に丸をつけています。事業単価の高額な箇所は単価の欄に丸をつけています。例えば9ページを御覧ください。人工林再生整備事業、災害対応型の事業単価の高額な箇所は、一番下の番号11番の単価の欄に丸をつけてあります。選定箇所は県において現地調査を行い、その結果を第2回の評価委員会で御報告し、御検証いただくこととなります。

評価対象箇所の選定については以上です。

(土屋委員長)

何か今の原案で御質問、御意見等ございますでしょうか。

(五味委員)

災害対応型の人工林整備の箇所ですけれども、この選ばれた箇所は、先ほど私が御質問させていただいた危険区域に関係しているところなのかどうかということですね。もちろん事後の対応も大切だと思うんですけれども、未然に防ぐための予防というか、そういう価値のところも見てみたいなとい

う思いがありますが、今回選ばれたところは、そういう意味ではどちらに入りますでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

森の力再生事業の場合、災害対応型というのは予防という観点ではありません。台風とかで倒れた倒木、それが危険ということで除去する、そういう事業になっております。ですから今おっしゃられたような未然防止という観点には、なっておりません。

(五味委員)

倒木もやっぱりすごく危険なので、それを除去するというのが災害対応になるのはわかるんですけども、結局は間伐した方が木がしっかり育って、それが土の力も高めて、それが災害を回避することになると思いますので、全部が災害を防ぐために必要なことと言えば必要なことなんですが、今回の言い方で言うと、これは事後のものであるよというお話ですね。

(大石 森林計画課技監)

そうです。倒木処理につきましてはそういうことで、ただ森の力の事業の大部分を占めております環境伐につきましては、災害防止の観点から実施しておりますので、委員のおっしゃるとおり、防止ということになると思います。

(五味委員)

以前、梅ヶ島とか井川に私も取材というか、お話を聞きに行ったことがあるんですが、やっぱりすごく立て込んだ暗い森のスギやヒノキなどが、強風とか水害で簡単に倒れてしまったり、流されたりしてしまっているというお話を現地の方から聞いたことがありますので、そういうところで環境伐をなさるのはすごく有意義な事業だと思っています。

(土屋委員長)

そのほか何かございますでしょうか。

(豊田委員)

ここで整備者の方のお名前がずっと書いてありますね。どの事業でも必ず書いてありますが、森林組合さんと造園業、あるいは民間の事業所、あるいはNPO法人様のようなそういう名前が書いてあるんですけども、ここに書いてある整備者というのは、例えば何々森林組合さんでしたならば、この森林組合の職員さんがなさったということでもいいですか。それとも、そこからどこか下請け業者のようなところに出されて工事をされたのか。といいますのは、先ほどの安全講習会というお話を聞きましたので、全員が参加されたというお話もありますので、そこをちょっとお伺いしたいなと思いました。

(大石 森林計画課技監)

基本的に直営です。ただ、一部の整備者の中には、一部事業を下請けに回すということもあり得ます。

それはなぜかと言いますと、例えば森林組合1つにしましても、たくさんいろんな事業を抱えていることもありまして、直営の作業班で賄えるときもあれば、下請けにだすときも当然想定できます。

それはすべての事業体に言えると思います。ただ、その場合も安全講習会につきましては、関係する人たちには参加するように促しております。

この事業の1つの特徴ですけれども、事業申請するときに事業計画書を出してもらいます。そこには作業する人の氏名すべて書いてもらいます。ですから、作業する人の名前は全部把握できるという状況になっています。そういう人たちがチェーンソーの講習を受けていることもわかるようになっていきますので、安全にはかなり配慮しております。

加えまして、基本的に整備者になる方々には、森の力再生事業の実施要領で規程する専門技術者を配置するという条件をつけております。

(木村委員)

この評価対象の選定で、面積の広いところと、高額のところというのは、わかりやすいと思うのですが、単純に知らない人間からすると、危険度の高いところの選定をするのは難しいのでしょうか。今そういう災害がすごく増えてきているというのもあるので、だれがどういう基準で危険度が高いという判断をするのかはすごく難しいとは思いますが、高いところがどういうふうになっているかというのを見ることができると、また少し違うのかなというふうに感じました。

(光本 産業政策課主査)

今回の基準に関しては、御質問のあったような危険という観点はとっておりません。ただ、実施箇所は基本的には荒廃した森林ですので、すべてにおいて危険と思われる箇所を整備するということにはなっております。ただ、おっしゃるように、危険なポイントを基準に加えるというのは、考えられないことはないと思うのですが、どういった基準でそれを選定するかというのは、ちょっとすぐには検討できないので、今後検討させていただきたいと考えます。

(浅見委員)

評価対象の選定の基準に、高額のところというのがありまして、7ページのところにその高額の欄に丸がついて、72番のところに丸がついています。この金額を見ますと、ほかと比べるとかなりダントツで高額になっているかと思います。横の方を見まして、作業種別事業量等とか、あるいは立木本数なんかを見ますと、さほどほかの場所と大きな違いはないように思うんですが、これは何か特別なことをなさっているということでしょうか。

(宮崎 志太榛原農林事務所農山村整備部長)

この地区につきましては、まず面積が1.1ヘクタールと、ほかに比べて小さいのと、単価を見る場合に、森林の整備伐採等の費用と、それに付帯的な工事として、歩道をつけたり、柵をつくったりと、そういった割合によって、その金額を面積で割ったものが単価になります。それにこの場合は道をつける延長が比較的多かったということ、付帯的な部分をしっかりやっていたというところで単価が高くなっているという現状です。

(土屋委員長)

そのほか何かございますか。特にここを新たにつけていただきたいというようなことはございますか、よろしいでしょうか。

(波多野委員)

対象地区がスギ・ヒノキに限られているように思うんですが、落葉樹というか、雑木林みたいなものはないでしょうか。

(大石 森林計画課技監)

森の力再生事業自体が、事業として人工林再整備事業と、竹林・広葉樹等再整備事業と、大きく分けてこの2つに分けております。竹林・広葉樹林再整備事業の中には、竹林の整備と広葉樹というのがありますので、その対象になっているところはできるということです。

ただ、対象になるところというのは市町村ごとに市町村森林整備計画というのがございまして、そこに対象森林というのをきちっと明示していますので、そこを緊急に整備する必要があるとできるということになります。

(土屋委員長)

それでは、この原案どおりで進めていただくということでもよろしいでしょうか。それではよろしくお願ひしたいと思います。

続いて議事4、事業実施箇所のモニタリング結果の報告を、事務局より説明をお願いします。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

事業実施箇所のモニタリング調査について報告いたします。今回報告いたしますのは第2期事業のモニタリング調査になります。県内10カ所を対象に、調査項目、立木の状況、土壌浸食度、光環境、下層植生、下層木と生物多様性の指標として下層植生の開花・結実、鳥類の調査という項目で調査をいたしております。

調査時期については、鳥類以外のものについて10月から11月にかけて、鳥類については繁殖期と越冬期の2回の調査で、昨年度は7月と12月に調査しております。

県内各地でなるべく平均的にとれるように散らばって設定をしております。昨年度、伊豆の調査地について、諸事情により整備ができなくなったという報告をいたしました。昨年度新しく伊豆の吉奈地区に設定いたしました。

調査地の概況についてです。昨年度は、整備の前に調査した結果を報告いたしました。今回は整備後1回目の調査を報告いたします。伊豆市吉奈は新しく設定したので、こちらだけ整備前の調査と御理解いただければと思います。

設置した調査プロットについて説明いたします。1つの施工地につき、4つ、10m×10mのプロットを設定しております。そのほかに30m×30m、全く間伐をしないエリアを設けて、その中に無施工区のプロットとして1カ所設定をしております。また、各プロット、10m×10mの中に1m×1mの下層木を調査するサブプロットを3カ所設けております。調査結果について報告いたします。まずは立木の状況についてです。左側の濃い緑が伐採前の4つのプロットの平均です。左側の薄い緑が伐採後、昨年度調査した立米密度の4つのプロットの平均です。右側にあります青いバーは、無施工

区の昨年度調査した結果になります。それぞれ、伐採をしましたので減少しております。伐採前はすべての平均で、大体ヘクタール当たり 2,340 本あったのが、調査プロットの平均としては、平均伐採率 45%で、伐採後はヘクタール当たり 1,305 本となりました。伊豆市吉奈は伐採前のデータなので、来年報告いたします。

残存木の胸高直径・樹高について報告いたします。まず右からですけれども、胸高直径については、伐採前と伐採後ではほとんど変化は見られませんでした。左側の樹高のグラフを見ていただきたいのですが、全体的に下がっていますが、樹高も伐採前と伐採後で、同じ木を追跡調査しておりますので、下がるということはありませんので、調査の誤差ということで御理解いただければと思います。誤差の要因としては、整備前は立木の密度が高くて、測定が困難だったことが考えられます。

右側に凡例がございます。薄いグレーの点線の丸で示しているのは、間伐区的全箇所の平均です。濃い黒の四角であらわしているところが、各箇所の無間伐区のプロットの平均値になります。そちらも参考に御覧いただければと思います。

続きまして、形状比について説明いたします。形状比は樹高を胸高直径で割った値です。形状比が低ければより太い木ということで、風倒害に強い木です。高くなればなるほど細い木ということで、風倒害には弱い木となります。大体、形状比が 80 というのが目安になり、80 以下が風倒害の影響を受けにくいとされています。80 のラインで引いておりますけれども、ここより低くなれば太っていて、風倒害の被害を受けにくいところと理解いただければと思います。

結果については、先ほども説明したように樹高のデータが誤差を含んで低くなってしまっているということで、それに引っ張られて低くなっております。実際にはほとんど変化はないと思われるので、今後の調査で経過を観察していきます。

続きまして、土壌浸食度の結果について説明いたします。土壌浸食度の調査は、調査プロットの中の土壌状態を調査員が目視で確認し、5段階で評価をしております。数字が若い方が、A0層が全面を覆っているということで、土壌の浸食が進んでいないところ、一番大きい4というのが、全体にガリーが見られる、浸食が進んだ状態と理解いただければと思います。

ほとんどが1か2、昨年もほとんど同じような値になっておまして、A0層が部分的に流亡している状態となっております。色を変えている2カ所については、ガリーが見られた場所になります。

ガリーというのは、土壌が削り取られていて、溝ができる状態のことです。

赤く記してある伊豆吉奈のプロット3は、土壌浸食度が4で一番進んでいる状態です。写真では落ち葉が覆ってしまっているのですが、土壌の状態はいまいちわからないのですけれども、土壌の浸食は進んでおり、斜面にも溝があったということで4とされております。

続きまして、開空度と rPPFD という値について説明いたします。どちらも魚眼レンズを用いて、プロットの中で全天空写真を撮影し、それを画像解析ソフトで開空度と rPPFD という値をそれぞれ算出しております。開空度というのは、写真から空になっているところが何%かというのをあらわしたもので、rPPFD というのは、写真から判別する専門のソフトを使いまして、光環境がどの程度かというような評価をする指標になります。rPPFD については、下層木の成長維持には 15% 以上が必要と言われております。

結果からしますと、開空度は伐採によって8カ所では改善されたという結果になっておりますが、2カ所だけ、下がってしまっている場所がありまして、これについて要因を考えてみたのですが、おそらく調査時刻による影のつき方の違いだったりとか、天候によって明るさが違うといったことが影響しているのではないかと考えています。再調査をしたり、いろいろソフトの設定を見直した

りはしたのですけれども、改善しているという結果にならなかったのが2カ所ほどありました。

ただ、平均してみると、間伐区平均としては開空度も r P P F D も改善の値を示しているという結果になります。こちらについても今年度以降の調査で、時間や天候等、なるべく条件をあわせて調査するように実施していきます。

続きまして、下層植生の結果について説明いたします。まず植被率ですけれども、プロット内の植生の植被面積割合を目視で確認しております。こちらはシダ植物以上の植物の種名と植被率を確認しております。結果としましては、植被率は1カ所、浜松市龍山町以外については、ほとんど大きな改善は認められないというふうになりました。一方、こちらの種数ですけれども、全箇所改善の状況が見られます。あわせて最初にお話ししました開花・結実の状況についても調査をしているのですけれども、植被率にほとんど変化が見られないということで、今回の報告では省略させていただきます。

参考といたしまして、下層植生の調査時の写真をお見せいたします。こちらがまず東側の5施工区になります。伐採をしまして、明るくなっている状況がこういうところではわかると思います。天候等もありますので、明らかに明るくなったというのは、写真から見るのは難しいのですけれども、上空の写真等を見ると、大分明るくなったなという印象を持っております。

残りの西側の5施工区になります。先ほど触れました植被率が上がっている龍山町ですけれども、こちらの様子で、かなり明るくなっている様子がわかります。今後植被率等も上がっていくことと思われれます。

続きまして、下層木の調査結果について報告いたします。下層木調査については、調査プロットの中に1m×1mのサブプロットを設定しております。その調査結果について報告いたします。調査対象としましては、樹高が30cm以上の木本種を調査しております。こちらは針広混合林化を図るのに必要な木本種の発生や、生育状況を調査するものとしております。

まず本数からですけれども、下層木自体の発生本数に大きな変化は見られませんでした。平均の樹高としましては80cmよりも低くなっております。こちら樹高の減少傾向が見られるのですけれども、恐らく伐採作業による踏圧や、倒木による影響が大きいのではないかと考えられます。

発生した下層木の一覧になります。一番多くで5種類、ないところではなしというふうに表記しております。出現した種と、括弧の中の数字で出現本数をあらわしております。こちら発生しているものは、すべて伐採前の調査でも確認されたものでした。新しく実生によって発生して30cm以上になったというものは、今回の調査ではなくて、恐らく今後の調査で増えていくものと思われれます。赤字で示しているアラカシ、リンボク、コジイについては高木種になります。これらが成長することで針広混合林化が進んでいくと考えられます。

続きまして、鳥類の状況についての報告をいたします。鳥類調査につきましては、先ほどのプロット調査とは違いまして別の設定をしております。1つの施工区、調査地について3地点設定しております。調査地点は、施工地内の調査プロットのうち2つを選択しまして、そちらの中心の2地点と、施行地の外の周辺の別の森林に1地点設定しております。調査範囲はその赤い丸で示している調査地点から半径50m以内というのを対象にしております。そちらで30分間に調査範囲に飛来した鳥を観測し、記録しております。この鳥類調査については繁殖期と越冬期の計2回を調査しております。

調査結果です。今回の調査で見られたのが33種でした。そのうち希少種とされているものがウズラ、サシバ、オオタカの3種、外来種につきましては、コジュケイ、ガビチョウ、ソウシチョウの3種が確認されました。

施工地に2つのプロットの平均と、無施工地、施工地の森林の外で調査した結果を比較したところ、

それぞれでほとんど差は見られないということになりました。施工地の方が、餌が増え、明るくなることで飛来が増えていくという結果になったら、生物の多様性の向上が見られるととってもいいかと考えます。

まとめますと、伐採により光環境の指標である開空度及びrPPFDというのは改善しましたが、下層植生の回復はまだ見られていないという状況です。恐らく伐採の整備後の1年目なので、大きな変化はないものと考えられます。第1期の調査結果を見るのに、2年目、3年目ぐらいから下層植生の回復という変化が見られていくものと推測されます。以上で報告を終わります。

(土屋委員長)

今の報告について御質問、御意見いかがでしょうか。

(豊田委員)

鳥類の状況の確認は今年から始められたんですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

鳥類は今年からなので、1回目の調査結果になります。

(豊田委員)

これはこのプロットをお決めになられて30分間、観察されたということですが、何日間ぐらいなさったんですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

それぞれの繁殖期と越冬期で、それぞれ1日です。

(豊田委員)

お天気によって飛来する鳥って随分違いますね。それから7月と12月の繁殖期、7月というのは遅いと思います。むしろ7月になると少なくなるんじゃないかと思うんですね。それと逆にこういう森林ですと、晴れた日、人がいるときに来るものもありますし、霧深いときなどに好んでやってくる鳥もいると思うんです、警戒心の強いキバシリですとか、そういうものも飛んでくると思うので、お天気はよかったですのでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

基本的には天気のいいときに限って調査をするようにして、悪天時は調査を避けています。

(豊田委員)

霧とかはやめて、お天気のいいときに1日だけで、擬態するとかそういうことはなく、普通に立っておられていたということでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

普通に立っていました。

曇天のときに飛来するとか、単純に上だけ通過するような鳥もいますし、そこで採餌するような鳥もいるのは承知の上で、施工地と無施工地でどう変わってくるのかというのを評価することに絞っていました。

(豊田委員)

そうすると鳥の役割ということで、当然種を運ぶためにお調べになっているということですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

それもありますし、運んだ結果だったり、飛来してきた種子が発芽して結実したりすると、そこに来る鳥もいると思うので、そういうことで生物の多様性が向上すると考えています。

(豊田委員)

もう1点、龍山町のプロットをお調べになられたときに、鳥ではなくて下層木なんですけど、チャノキとあったんですが、珍しいなと思ったんですけども。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

恐らく近くに茶畑があるところだと思います。

(豊田委員)

茶畑があるんですね。多分これも鳥の仕業だとすると、糞の中に実が混じってだと思ってるんですが、普通お茶の木というのは、1年たつと全く発芽しなくなるので、近くに茶畑があるのか、また日本の林には、本来であれば余り自生するという事は聞いたことがなく、元茶畑だったところに生えてくることはあっても聞いております。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

何由来かはちょっとわからないですけども、実際生えていたという結果になっております。

(五味委員)

施工地と無施工地の距離というのは、他の条件は一緒で、施工してある、施工してないだけの違い、例えば高さとか、他はそろえてですか。どれぐらい離れているとか、他の条件は一緒とか、そういうのはどうでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

無施工区の設定というのは、調査者で決めているのではなく、整備者の方でこのエリアであれば30m×30mを施工しないエリアとして提供してもらえるということで決めています。

(五味委員)

そうすると、例えば施工しているか、してないかだけの違いではない可能性の違いも出ているかも

しれないということですか。標高が違ったり、風の向きとか、斜面とか、いろいろ違うことで出ているかもしれないということですね。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

例えば立木の密度の表を見ると、元々無施工区では立木密度が薄いこともあったりして、必ずしも平均的なところをあらわしているとは限らないというのが現状です。

(五味委員)

それでそういう結果になるんですね。施工と無施工だけの条件が違って、あとの条件は一緒のところまで調べたら、そういう数字になるのかなと思って見ていたので、そういうことなんですね。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

本来は川根本町みたいに伐採前と同じような値になるはずではありますけれども、現状としましては、整備者が選択しているということで、こういう結果になるところもあると理解いただければと思います。

(五味委員)

まだ調査の期間がそんなに長くないので、多分風倒被害を受けにくい太った木というのが、なかなかまだ増えないのは、あと10年とか20年たてばだんだん太って行って、木はなかなか1年では太らないということですね。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

間伐したことにより周りの木が少なくなって、環境が改善して太っていくのですけれども、すぐというわけにはいかないです。

(五味委員)

少し期待をして調査を見守っていきいたいという気持ちがあります。

それからもう1つ、生物多様性を考えて鳥を選ばれたということで、それをやられたことはすごくいいことだと思うんですけども、生物多様性って鳥だけではなくて、例えばそこに来る昆虫とか、そういうものも含まれると思うんですが、ちょっとそういうことまでやるとすごく大変になっちゃうからやらないんでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

昆虫の調査につきましては、第1期で実施しています。

(五味委員)

同時並行はしないですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

第2期については、いろいろ委員の方ともお話をして、鳥類の調査のみを実施するというふうに決

定したと聞いております。

(五味委員)

そうすると、もうしばらくは昆虫はやらない、並行的にはやらないと。わかりました。

拝見していて、やっぱり施工していない、本当にあんなに暗くて、あんなにガリーがあるような森になっちゃっているんだなって、イメージでわかりましたけれども、そういう中で、例えば生物も育ちようがないし、土の力もなくなるけれども、生物もあんなところじゃ生きていけないなというのを拝見したので、やっぱりこの森の力事業で、どんどんいい森が増えていくといいなと感じさせるような御調査だったと思います。

でも、ここからはもしかして私個人の意見かもしれませんが、もっと豊かな森だったら、いわゆる今里に出てきて困っているシカとかイノシシとかいうのも、その森のところに定住できたのに、ある程度的人工林の中に棲めなくなっちゃったから里に下りてきちゃったということもあるのかなと思っていたんですが、そこら辺は研究者としての御意見は、個人的な感想ですけれども。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

もしかしたら一因にはあるのかもしれないです。

(五味委員)

もし私がシカだったらあんなところ棲みたくないな、里に下りたくなるなと思っただけなんですけれども。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

例えば開放地みたいなところで、いっぱい草が生えているようなところをシカもイノシシも好んだりするので、そういうところが少なくなってきた、餌場が少なくなるというのはあると思います。

(五味委員)

そうしますと、今度そういうところに防鹿柵を設けるじゃないですか。せっかく生えてきた芽をシカが食べちゃうから柵をしましょうということに今なっていますけれども、私は食べても食べてもシカがそこに来るんだったらそれでもいいんじゃないかなという意見なので、完全に芽を全部食べちゃっても、次々に生えるような環境に整備してあげれば、シカも生きていけるし、森もよくなるというふうな、それは悠長な考え方なんでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

今のシカの密度というのは、増えすぎている状況で、例えば伊豆なんかだと、シカが好む植物が優先的に食べられてしまって、場所によってはシカが好まない植物だけが生えている状態というのが、明るいところでも起きています。そうすると、その森林というのは、このまま明るい状態を維持したとしても、シカの好まない植物が優先する形になって、多様性が維持されているとは言えない。例えば希少種で食べられやすいものは、その地域では生きていられないというふうになってしまいますので、シカ自体を今減らしたりとか、防鹿柵をして保護するというのは、やっぱり明るくして、環境をよくしても、必要なことになるのではないかと私は考えております。

(五味委員)

わかりました。生物多様性って、人間がコントロールすべきものなのかどうかというのをちょっと疑問に思っていたところなので、今の専門的な御意見も謹んで拝聴いたしました。ありがとうございました。ここら辺は小南先生もお詳しいんじゃないでしょうか、生物多様性について。

(小南委員)

いろいろ生物多様性は難しいですね。この鳥のデータなんかも、1つの象徴ですので、下層植生が豊かになると昆虫も増える、そうすると餌が増えるということと、それから鳥の棲む空間も多様になることで鳥が増えるという、1つゴールを設定しているという指標になりますので、調査方法はさらにもうちょっと検討していただいた方がよろしいかなと思いますけれども、指標としては非常にいいものだというふうに思います。

まさに今回の報告も、鳥がまだ、少し差が出始めているような感じもしますけれども、そんなに顕著な差ではないということは、これは下層植生のデータを見れば当然かなということになりますので、これは1年目？

(小松 森林・林業研究センター研究員)

伐採後1年目です。

(小南委員)

ですから、差が出ないのは当然かなと、これが5年、10年後にどうなっているかが大切かなということで見守っていききたいところであります。

あと、いろいろ野生生物が最近まち中へ出て、いろいろトラブルを起こすという問題は、人工林だけの問題でなくて、身近な里山林の整備の問題も関わっておりますので、いろんな視点から考えなければいけないということです。里山のいわゆる雑木林、今回の整備対象にもなっているような森林でもありますけれども、そういったもの、あと竹林、そして少し山地の人工林、それをトータルで野生生物の生息環境を考えていかないと、人とのトラブルというものは解決していかないので、いろんな視点が必要ということであります。もちろんこの事業も深く関わるとは思いますが、いろんな仕組みの中で考えていかないといけないのかなと思います。

(木村委員)

無施工区と施工区があると思いますけれども、無施工区は、調査が終了したときに、施工区と同じような状況に整えられることになるのか、そのままなのか、単純に30m×30mがどういう状態になるのかなというのが1つの疑問と、外来種が鳥で3種類確認しましたということですが、鳥に関しては特にそんなに問題がないでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

無施工区が5年、10年たった後に整備をするかどうかという話ですが、基本的には継続的に調査していきますので、無施工区は無施工区のまま、対照としてとっておいて、ここはあくまでモニタリングの場所というふうに保存をしたまま調査をしていくと思います。

外来種がどうかというのは、実際のところ、鳥の専門ではなくて、詳しい話は言えないのですけれども、それが特段何か悪さして困っているかということ、それはちょっとわかりません。

(小南委員)

ソウシチョウは在来種を圧迫するというようなことをよく言われていて、余り増えない方がいいんですけども、ただ、こういうふうに人工林が増えたから増えるとか、樹高伐を行って明るくしたから増えるということではないので、ソウシチョウがどうのこうのとは全く別の問題になる。だから、この事業と直接関わりがある問題ではないかなと。

(浅見委員)

まとめの方からちょっと指摘、あるいは質問させていただきたいと思います。

まず、まとめというのは、今後何年間かずっと調査を続けていく上で非常に重要になってくる、このあたりの現状が一体どう変化してきたかという、こういう見方でやっていきますよということなので、ここのところでどうまとめられているか。そのデータが一体どんなふうになってきているかというのが重要かと思います。

まず、立木の状況のところですが、「まだ変化がないと推測される」ということですが、14 ページのところ、御説明のときにもありましたように、樹高が下がるというのは、下がるはずがないので誤差だと、下がっている樹高を見ますと大体2 mぐらい。形状比割る胸高直径ということで計算したときに、一体どのくらい太ったら、これ誤差超えたなどと言えるのかというあたりを念頭に置いてコメントをしないと難しいかなと。このぐらいは誤差の範囲だということを少し書かれておかれてもいいのかなと思いました。まずこれが形状比のところ。

それから、光環境のところですが、これも何点か下がっているところがあって、確かに光環境を測定するのは、天候だとか、あるいは季節だとかによって非常に変わってきますので難しいと思いますので、できる限り時刻だとか時期をそろえるように、いつ撮影したとかいう記録は残されておかれた方がいいかと思います。

それから植生の状況のところですが、種数が増えた減ったということも少し書かれておかれた方が、生物多様性、あるいは種多様性といったときに、評価の非常に大きな軸となりますので、その辺をモニタリング項目として入れて、現状の方にでも入れていただきたいなと思います。

その種数なんですけど、16 ページを見ていただきますと、施工前から施工後にかけて、約20種近く上がっていることになります。ほとんど植物が生えてきていないという状況で20種は結構大きいと思うんですね。これ延べではなく、重複を省いた形での20種ですか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

そうです。

(浅見委員)

18 ページの方を見ますと、下層植生として20種増えているにもかかわらず、下層木、稚樹としてはほとんど出てきていない。つまり実生では出てきているのかな。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

30 cmを満たしてないと理解いただければと思います。

(浅見委員)

実生で樹木は出てきているけれども、まだ30 cmに達していないということですね。アカメガシワみたいな先駆性の樹木もあれば、もしかしてヤマノイモみたいな草本植物もあると思いますので、樹木と分けていただけるとわかりやすいかなという気はします。

そして下層木の方ですが、御説明のときにも、元々あったものがかなり混じっているということでしたが、これについてもわかる範囲で構わないので、元々あったものなのかどうかを記していただけるとよいかと思います。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

18 ページのところでは示している一覧の表は、伐採前もあったもので、元々30 cmを超えていたものになります。

(浅見委員)

書かれておかれた方が、後々読むときに間違いはないかと思います。

以上が植生に関するちょっと気になった点で、あと、鳥のことで少しお尋ねしてよろしいでしょうか。まず施工地外、周辺の別の森林、恐らく同じタイプの森林で違いはないと思うんですが、どのくらい離れているのでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

場所によって異なりますけれども、遠いところだと1 kmぐらい離れています。

(浅見委員)

そんなにすぐ近くではないということですね。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

影響が出るようなところではないです。

(浅見委員)

わかりました。それであと希少種が出てきたということで、猛禽のサシバ、オオタカということが書かれているんですが、これは林内を利用していたということでしょうか。それとも空中を飛んでいた。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

後者です。

(浅見委員)

空間利用が記録に残っているようであれば、どのような利用だったかということを書かれておかれた方がよいかと思います。

(浅見委員)

17 ページの下の方で本数のグラフがございます。これの縦軸が下層木本数、本/haというふうになって、単位が1,000から1万という形になっているんですが、調査地は10×10の100平方メートルが4つということですので、実際には1, 2本、あるいは3本内外かと思います。植林とか生産業の方ではヘクタール単位にはなるんですが、調査からすると、2本、3本の世界ですので、これは100平米当たりぐらいに書かれた方がよいのではないのでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

考えとしましては、もちろん今は1本2本しかなかったりするので、こういう小さい値なのに大きく表現してしまうというふうに見えるのですが、今後下層木が増えていったときに、立木密度との比較が可能になります、という考えでヘクタール単位で統一しています。

(浅見委員)

わかりました。もしかしてすごくいっぱい出てきているんじゃないかなと読んでしまわないかというのが気になった次第です。

(浅見委員)

先ほど御説明いただいた14ページの樹高が下がるはずがないという話について、例えば、切ったときに測っておいて、それでもって修正するということはできないのでしょうか。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

今倒れている倒木を測って修正するというのでしょうか。

(浅見委員)

おおよそこの辺が平均だったとか。一旦下がってしまうと、後々評価がちょっと難しいかなという気もしまして。

(小松 森林・林業研究センター研究員)

それについてはちょっと検討させていただきます。

(土屋委員長)

いろんなところで御指摘も含めて、質問も出ましたけれども、今後次回のデータが出たときにクリアにされていくように、データをしっかり見て、出していただきたいと思います。

それでは、全体を通して何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終了ということにしたいと思います。議事進行に御協力ありがとう

ございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

(内藤 産業政策課参事)

皆様、長時間の御審議、ありがとうございました。

最後に、事務局の方から森林環境税及び新たな森林経営管理制度について、情報提供させていただきます。

(大石 森林計画課技監)

森林環境税につきまして、1月の第3回の事業評価委員会で森林計画課から説明させていただきましたけれども、今回また改めて説明させてもらいたいと思います。若干重複するところもあると思いますが、御了承願いたいと思います。資料ですけれども、「森林環境税(仮称)及び新たな森林経営管理制度について」ということで、パワーポイントを打ち出した資料になっております。これを見て説明したいと思います。

これは林野庁の森林環境税を所管している計画課でつくった資料です。

まず20ページの下の方です。森林環境税の創設に至る経緯を簡単に説明しますと、平成16年度以降、農林水産省では、森林吸収源対策の財源を確保するために、安定的な財源が必要と判断しまして、森林環境税を要望してきたところがございます。それが与党税制改正大綱においても検討を引き続き行うということがずっと続いておりまして、29年12月の税制改正大綱で平成31年度に森林環境税を創設することが閣議決定されたところでです。

次のページをお願いします。21ページですけれども、森林環境税と森林環境譲与税の基本的な枠組みということで記載しております。一番上の方に創設に至った経緯が書いてあります。これは、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、先だって閉会しました通常国会において、「森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設」することが決まったということです。

まず基本的な枠組みにつきましては、森林環境税自体は市町村が個人住民税均等割とあわせて徴収します。また徴収された森林環境税は、その全額を国の譲与税特別改正に納入された上で、市町村、都道府県に対して森林環境譲与税として譲与されることになります。

市町村、都道府県に譲与される森林環境譲与税については、法令上、用途を定めます。市町村の用途につきましては、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用促進などの森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。県に配分される環境税につきましては、市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされております。

次に、課税時期、規模ですけれども、課税時期につきましては、平成36年度から森林環境税は課税されるということになります。年1,000円となっております。

森林環境譲与税につきましては、31年度から譲与されることになっております。平成35年度まで森林環境税が課税されるまでの間は、この譲与税を財源としまして、後年度の森林環境税の税収を先行して充てるという考え方で、暫定的に特別会計から借り入れるということによって対応していくことになっております。借入金については今後森林環境税の税収の一部をもって確実に償還していくものとしております。

21ページの下の方になりますけれども、今説明した基本的な枠組のイメージとなっております。

次に 22 ページをお願いいたします。森林環境譲与税額の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準について記載しております。本県におきましては、平成 31 年度は 6 億円、市と町にはトータル 4 億 8,000 万、県には 1 億 2,000 万が配分される予定となっております。これは段階的に増えて、最終的には県に配分される額は 18 億 4,000 万円と見込んでおります。

22 ページ下段です。これは平成 30 年度税制改正大綱に対する地方団体、全国知事会とか、全国市長会、全国町村会の意見を記載しております。

23 ページ、上の方ですけれども、これは先だって閉会した第 196 回国会における森林環境税に関する質疑の概要ということで記載しております。創設の趣旨、使途、既存施策との関係について記載しております。

23 ページの下から 25 ページの下までですけれども、これは全国各地で行われております森林整備、それに関わる人材育成、木材利用、森林環境教育の取り組み事例の一部として、林野庁では森林環境税の使途としてこのような取り組みも考えられるという参考として示されております。1 月の段階では、林野庁では、森林環境譲与税の使途についてはガイドラインを示すということがあったんですが、市町に譲与される財源ということで、参考事例を示すということになりました。

次に 26 ページになりますけれども、森林環境譲与税の特徴ということで、この 3 つを林野庁では挙げております。1 つは、森林整備及びその促進の範囲で、地域の実情に応じて使える地方に裁量権のある財源である、そういうことが 1 つ挙げられる。

次に、長期かつ安定的な財源である。財源として今後確実に市町村に譲与される、配分されることから、市町村の森林整備の促進に計画的に使っていただける。場当たりのでなく、継続的、長期的な展望を持って使っていただける財源である。

最後に、徐々に譲与額が増加していく設計となっている。46 年度からは満額支給されるんですけども、それまでは段階的に増加していくということを言っております。

こういう特徴を持った財源ですので、市町村におきましては長期的な構想のもとで、これまでなかなかできなかった森林整備に関する有意義な事業を検討してくださいということで、林野庁からは指導を受けております。

続いて 26 ページの下にあります森林経営管理制度を説明いたします。森林環境譲与税が創設された背景には、新たな森林管理システムに関する法律の制定というのがありまして、その法律に基づいた林野庁の考えている制度が森林経営管理制度ということになります。ですから、この森林経営管理制度を運用していく上でも、森林環境譲与税を充当することは可能となっております。

26 ページですけれども、森林経営管理制度というのは、大まかに説明しますと、森林所有者自らが適切な森林の経営管理を行うことができない森林、そういう森林を森林所有者が市町村に経営管理を委託し、管理していくものとなっております。委託を受けた市町村は、その森林が林業経営に適した森林の場合は、意欲と能力のある林業経営者、これは後でまた説明しますが、そういう林業経営者に経営管理を再委託していく。

委託を受けた森林が、林業経営に適さない森林の場合ですけれども、これは市町村が自ら管理して、間伐等を実施していくことになります。この場合は、実際には市町村が民間的林業事業者、森林組合とか林業事業体に委託したり、もしくは整備を発注したりする、市町村森林経営管理事業として実施されることになります。その経費につきましては、森林環境譲与税を充てることができることとされております。

先ほど、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営体に再委託すると説明しましたけれ

ども、その場合の経費には森林環境譲与税は充てられません。受託した林業経営者が自力、または補助事業などを活用して森林経営を行っていくこととなります。

市町村が森林所有者の意向を確認する場合には、その経費にも譲与税を充てることができます。

27 ページの上の方ですけれども、ここに森林経営管理制度の概要が記載されております。ここに経営管理権、経営管理実施権という言葉が出てきます。この経営管理権というのは、森林所有者の委託を受けて市町村に設定される権利を言います。この経営管理実施権というのは、市町村が林業経営に適した森林の経営を採択する場合、受託先に設定される権利を言っております。この2つの権利があることによって、林業経営に適した森林は採択、林業経営に適さない森林は市町村が管理していくことができるようになっていきます。

27 ページの下の方ですけれども、経営管理権と経営管理実施権の内容ですけれども、具体的にどういうことを言っているかといいますと、伐採、植林等、木を植える作業、林業経営における一連の行為を行えることにするという、市町村の委託を受けた林業経営体がそういうことを行える権利のことを言っております。

なぜこういうものが必要かといいますと、一般的に農地の貸借権というのは、栽培した作物は借り受けた人たちが植えているものですから、そういう借り受けた人の所有物になるんですが、森林の場合は、立木、これはあくまでも森林所有者のもので、所有者以外のものが自由に処分することはできません。そのために、森林所有者の立木の伐採などを第三者が行うことができるようにするために経営管理権と経営管理実施権というのを設定することになっております。

次に28 ページになります。新たに制定された森林経営管理法なんですけれども、この森林経営管理システムの運用以外に、今まで森林整備が進まなかった所有者不明の森林などにも対応することも可能にしております。

どういった内容かといいますと、今まで森林所有者の合意が得られず、森林所有者の所在がわからない、ことで森林整備が行われなかった森林について、森林経営管理法では、ある一定の手続きを行うことで、市町村が森林経営管理権を設定できるように措置しております。

例えば、28 ページの上の方には、共有者不明森林の特例、所有者不同意森林の特例等々ありますけれども、簡単に説明しますと、例えば何人かで共有して持っている森林などで確認できる共有者は、市町村への委託を望んでいるけれども、一部の共有している人が不明の場合は、市町村が不明の共有者の探索を行って、それでも不明のまま確認できない場合は、当該森林について市町村が森林経営管理権を設定する旨を公告する。その公告した日から半年以内に不明共有者からの異議申立がなければ、森林管理権の設定に同意したものとみなして、市町村に森林経営管理権が設定されることになる。そういうことが可能になりますよという法律です。

28 ページの下になりますけれども、意欲と能力のある林業経営者がどういったものかといいますと、市町村が設定した経営管理権を実行する経営管理実施権の設定を受ける者といえます。森林所有者の所得向上につながるような効率的な森林整備を行っていて、また事業を持続的に行う者が望ましいと林野庁では考えております。

具体的に言いますと、経営改善意欲があり、素材生産や造林・保育を実施するための実行体制を確保している。伐採・造林に関する行動規範が策定されている、そういうことが担保されたような経営体が、意欲と能力のある林業経営者ということで選定されるものと思われれます。

29 ページ、最後になりますけれども、新たな森林経営管理制度のメリット、これを市町村の立場、森林所有者の立場、林業経営者の立場、3つの視点で記載しております。

まず市町村、これは地域全体という視点で見えておりますけれども、林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が、経済ベースで活用され、地域経済の活性化にも寄与する。間伐の手遅れとなる森林が解消されるなどが挙げられます。

また、森林所有者にとっては、市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を林業経営者に任せることができる。意欲と能力のある林業経営者が、所有する森林の管理経営を行った場合は、所有森林から収益の確保が期待できる、こういうことが挙げられております。

林業経営者にとりましては、多数の所有者と長期的かつ一括した契約が可能となるため、経営規模、雇用の安定、拡大につながる。これまで手がつけられなかった所有者不明の森林も整備ができるようになるとしております。

以上、簡単に説明しましたがけれども、森林環境税ともりづくり県民税の違い、31年に静岡県に譲与される金額、実施体制のない市町への県のとらえ方、他県での進め方について簡単に説明させていただきます。

まず、もりづくり県民税と森林環境税の違いですけれども、使途、何に使うかといいますと、もりづくり県民税に関しましては、主にスギ・ヒノキ人工林の間伐、倒木の処理、竹林・広葉樹林の整備を行いますけれども、これは、公益性・困難性がある森林5万3,000ヘクタール対象森林として、そのうち緊急性があるところ、いわゆる下層植生が消失している、下層植生が消滅しつつある、こういう緊急性があるところを整備することになっており、かなり限定された箇所を整備することになります。

それに対しまして森林環境税ですけれども、これは森林整備及びその促進に関する費用というふうには、かなり広い範囲で使えるということになっております。具体的には間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、森林整備を促進する費用、今説明した新たな森林管理システムについての運用についても使える。

林野庁の考え方としましては、森林整備に関わる費用であれば、かなり柔軟に、かなり自由度の高い内容で使えると。

課税方式につきましては、個人住民税均等割に上乘せしていくという形になっております。もりづくり県民税は県民税均等割の超過課税ということで、年間400円で、森林環境税につきましては1,000円ということになっております。課税期間につきましては、森林環境税は平成36年度から、ただし森林環境譲与税の譲与につきましては31年度からというふうになっております。もりづくり県民税につきましては、現在3期目ですけれども、28年度から32年となっております、32年度に課税期間の見直しをすることになっております。

静岡県に譲与される金額ですけれども、先ほど説明の中でもお伝えしましたけれども、31年度は6億円程度でスタートしまして、段階的に増額して、平成45年度以降には18億4,000万、市や町には16億6,000万、県には1億8,000万と見込んでおります。実施体制がない市町への県の関わり方としまして、県に配分される森林環境譲与税の使途というのは、市町村が行う森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬとされていますので、市や町が実施する森林整備への技術的支援、それらの森林整備に効率的に対応できる林業経営体や森林技術者の育成などに充当していくことが考えられるのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単に今の状況と国の森林環境譲与税について説明しました。もりづくり県民税と森林環境譲与税のあり方については、現在県庁内で検討している段階です。

(内藤 産業政策課参事)

ただいまの説明につきまして御質問などありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして平成 30 年度第 1 回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

平成 30 年度 第 1 回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時：平成 30 年 7 月 31 日（火）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
会場：静岡県庁別館 7 階第二会議室 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 評価委員会の年間開催計画
- (2) 平成 29 年度の提言への対応の報告
- (3) 平成 29 年度事業分の評価対象箇所の選定
- (4) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告

4 その他

5 閉 会

配布資料

1	評価委員会の年間開催計画（案）	1 頁
2	平成 29 年度評価委員会からの提言に係る対応	2 頁
3-1	平成 29 年度事業分の評価対象箇所の選定について（案）	3~4 頁
3-2	平成 29 年度実績一覧表	5~10 頁
4	事業実施箇所のモニタリング調査について	11~19 頁
参考 1	森林環境税（仮称）及び新たな森林経営管理制度について	20~29 頁
参考 2	静岡県もりづくり県民税条例	30~32 頁
参考 3	静岡県森の力再生基金条例	33~34 頁
参考 4	静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱	35~36 頁
参考 5	静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領	37 頁

1 静岡県森の力再生事業評価委員会 委員名簿（敬称略）

	氏名	所属及び役職等	出欠
委員長	つちや 土屋 さとし 智	静岡大学名誉教授	○
代理	こみなみ 小南 よう すけ 陽 亮	静岡大学教育学部教授	○
委員	あさみ 浅見 か よ 佳 世	常葉大学大学院環境防災研究科准教授	○
	きむら 木村 み ほ 美穂	きむら工房代表	○
	ごみ 五味 きょうこ 響子	しずおか流域ネットワーク	○
	とよだ 豊田 よりこ 和子	一般社団法人静岡県法人会連合会	○
	なかむら 中村 あきお 昭夫	一般財団法人静岡経済研究所常務理事	○
	はたの 波多野 はつえ 初枝	静岡県消費者団体連盟	○
	はらだ 原田 けんいち 健一	静岡県弁護士会	○
	まつなが 松永 ゆうじ 祐司	静岡県中小企業団体中央会	○

2 静岡県森の力再生事業評価委員会 県出席者

所属	職	氏名
経済産業部	部長	天野 朗彦
産業革新局 産業政策課	課長	水口 秀樹
	産業政策班長	櫻井 剛
	産業政策班主査	光本 智加良
森林・林業局	局長	藪崎 公一郎
森林計画課	課長	清水 克郎
	技監	大石 剛
	森の力再生班長	遠藤 淳
	森の力再生班主査	秋元 順成
農林技術研究所 森林・林業研究センター	技監	佐野 信幸
	研究員	小松 鷹介
農林事務所	農山村整備部長、技監他	

3 座席表

スクリーン

	土屋委員長	小南委員長代理	
浅見委員			中村委員
木村委員			波多野委員
五味委員			原田委員
豊田委員			松永委員

記者席

	光本 産業 政策課 主査	櫻井 産業 政策課 班長	水口 産業 政策課 課長	天野 部長	藪崎 森林・ 林業 局長	清水 森林 計画 課長	大石 森林 計画課 技監	遠藤 森林 計画課 班長	佐野 研究セ ンター 技監
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------

賀茂 農林	東部 農林	富士 農林	中部 農林	志太 榛原 農林	中遠 農林	西部 農林	西部 農林 天竜 農林局	秋元 森林 計画課 主査	小松 研究セ ンター 研究員
----------	----------	----------	----------	----------------	----------	----------	-----------------------	-----------------------	-------------------------

傍聴席 10

出入口

評価委員会の年間開催計画（案）

（産業革新局産業政策課）

回	時 期	審 議 内 容
1	7月31日	<ul style="list-style-type: none">・ 評価委員会の年間開催計画・ 平成29年度の提言への対応の報告・ 平成29年度事業分の評価対象箇所の選定・ 事業実施箇所のモニタリング結果の報告
2	10月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 平成29年度事業分の検証 (第1回で選定した箇所について、調査結果の報告を受ける)・ 波及効果に関する事例報告
現地 調査	11月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業効果を現地で検証する
3	1月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 平成27年度事業分等の検証 (植生回復状況等の調査結果の報告を受ける)・ 検証、評価結果（案）の検討

平成29年度森の力再生事業評価委員会の提言と対応

(森林・林業局森林計画課)

静岡県森の力再生事業評価委員会からの本年度事業の実施に向けた提言に対して、次のとおり対応する。

提 言	対 応
1 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	○森の力再生調整会議を継続し、地域ニーズに対する調整や他事業の活用による一体的な森林整備を促進する。
2 整備が終わった箇所周辺の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるよう努めてください。	○整備後の現地で周辺の権利者を含めた事業報告会を実施する。 ○各農林事務所において、県民が事業の成果を実感できる取組を継続する。 ○ホームページやfacebookにより引き続き発信する。
3 伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。	○森の力再生調整会議において、伐採した木材や竹材の情報を整備者と民間事業者で共有し、活用に向けたマッチングを図っていく。
4 作業者に安全かつ効率的な技術を習得させるよう、引き続き指導してください。	○安全講習会などを開催し、整備者の安全意識と作業技術の向上を図る。 ○巡回指導は、新規参入者や特殊な作業を中心に実施する。
5 下層植生の回復が見込めない箇所については、森の力が確実に回復できるよう、防鹿柵などの追加整備や、治山事業による土砂移動の抑止など、適切な対策を進めてください。	○シカの食害により下層植生の回復が見込めない伊東市宇佐美の整備地は、平成30年度に追加伐採及び獣害防護柵の設置などの再整備を行う。 ○豪雨により土砂が流出した島田市川根町笹間上の整備地は、平成30年度に県単独治山事業により工事を行う。

平成 29 年度事業分の評価対象箇所を選定について (案)

(産業革新局産業政策課)

1 平成 29 年度の実施箇所数

農 林 事務所	人工林再生整備事業		竹林・広葉樹等 再生整備事業	計
	一般型	災害対応型		
	緊急性を有する人工 林での環境伐（強度の 間伐）	風倒被害地の緊急性 な倒木等の処理	緊急性を有する竹林 ・広葉樹林での整理伐 （間伐・皆伐）	
賀 茂	10	1	5	16
東 部	27		2	29
富 士	7	4		11
中 部	17	6	1	24
志太榛原	24		4	28
中 遠	8		4	12
西 部	24		1	25
計	117	11	17	145

2 評価対象の選定

(1) 基 準

- ① 事業規模（面積）の大きい箇所から選定する。
- ② 事業単価が高額の箇所は特に審査する。
- ③ 全農林事務所が必ず評価を受ける。（一般型、竹林・広葉樹等）

(2) 箇所数

(1)の基準により 20 箇所程度とする。（7 事務所×3 箇所程度）

(H29:21 箇所/135 箇所 H28:24 箇所/190 箇所 H27:18 箇所/158 箇所)

3 選定箇所数

農 林 事務所	人工林再生整備事業				竹林・広葉樹等 再生整備事業		計
	一般型		災害対応型				
	基準①③ 各農林から 箇所数で概 ね 1 割	基準② 全農林の 最上位	基準① 全箇所数で 概ね 1 割	基準② 全農林の 最上位	基準①③ 各農林から 箇所数で概 ね 1 割	基準② 全農林の 最上位	
賀 茂	1				1		2
東 部	3				1		4
富 士	1		1				2
中 部	2			1	1		4
志太榛原	2	1			1		4
中 遠	1				1	1	3
西 部	2				1		3
計	13 /117		2 /11		7 /17		22 /145

【評価箇所の面積カバー率】 選定箇所／実施箇所 : 309/1,041ha (29.7%)

4 選定箇所一覧

事業区分	事務所	所在地	整備者	面積 (ha)	基準
一般	賀茂	賀茂郡西伊豆町	チーム北見フォレストワーカーズ	24.44	① ③
	東部	裾野市下和田	裾野市森林組合	16.23	① ③
		田方郡函南町桑原	静岡沼林業(株)	9.69	① ③
		伊豆市上白岩	田方森林組合	9.36	① ③
	富士	富士市南松野	静岡中部林産事業協同組合	23.84	① ③
	中部	静岡市葵区口坂本	井川森林組合	24.96	① ③
		静岡市葵区俵峰	静岡市森林組合	31.38	① ③
	志太	島田市大草	特定非営利活動団体 里山どんぐりの会	1.11	②
		榛原郡川根本町徳山	森林組合おおいがわ	14.08	① ③
		島田市尾川	森林組合おおいがわ	12.98	① ③
	中遠	掛川市原田	掛川市森林組合	57.65	① ③
	西部	浜松市天竜区龍山町 下平山	龍山森林組合	30.36	① ③
		浜松市天竜区水窪町 奥領家	水窪町森林組合	26.31	① ③
災害	富士	富士宮市下条	富士森林組合	12.92	① ③
	中部	静岡市清水区由比 入山	(協) 森林施業静岡	0.32	②
竹林・ 広葉樹	賀茂	賀茂郡南伊豆町 下小野	(株)いしい林業	1.06	① ③
	東部	田方郡函南町日守	(有) 鈴木造園	0.33	① ③
	中部	静岡市葵区小布杉	ヤマギン山本店(有)	2.14	① ③
	志太	牧之原市切山	NPO 法人里山再生クラブ	1.12	① ③
	中遠	菊川市西方	NPO 法人里山再生クラブ	4.87	① ③
		菊川市中内田	(株)西島土木	2.94	②
西部	浜松市西区神ヶ谷町	引佐町森林組合	0.78	① ③	

計 308.87

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積(ha)	樹種	林齢(年) タケ除く	補助金額(円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数(本/ha)		木材木用途(m3)					
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐(ha)	倒木処理(ha)	整理伐(ha)	簡易木製構造物設置(m)	簡易作業路車道開設(m)	簡易作業路車道改良(m)	簡易作業路歩道開設(m)	簡易作業路歩道改良(m)	調査計画(ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量	浸透能促進工	
										補助金額(円)	単価(千円/ha)	補助金額(円)	補助金額(円)										事業内容	事業費(円)							
1	賀茂	賀茂郡南伊豆町	蛇石	(株)いしい林業	12	2.64	スギ・ヒノキ	35-74	2,829,000	2,829,000	1,072	0	0	2.64			40	375					2.64	看板	22,528	1,656	994	472	2	141	329
2	賀茂	賀茂郡河津町	逆川	いなざさ林業	1	3.99	スギ・ヒノキ	44-63	3,362,000	3,362,000	843	0	0	3.99			244			1,334			3.99	P R 看板	136,671	1,330	730	573	11		562
3	賀茂	賀茂郡河津町	逆川	いなざさ林業	2	1.33	スギ・ヒノキ	39-46	1,321,000	1,321,000	993	0	0	1.33			101			317			1.33	看板	20,289	1,729	951	248	4		244
4	賀茂	下田市	落合	(一社)日本自然環境保全協会	4	4.20	ヒノキ	47~60	3,138,000	3,138,000	747	0	0	4.20			250			804			4.20	看板	34,446	1,745	1,046	791	11		780
5	賀茂	賀茂郡西伊豆町	大沢里	チーム北見フォレストワーカーズ	11	24.44	スギ・ヒノキ	36-91	18,911,000	18,911,000	774	0	0	24.44			301	1,752		2,531			24.44	看板	35,461	1,550	929	4,091	13	724	3,354
6	賀茂	賀茂郡西伊豆町	大沢里	丸高ティーティー(株)	2	6.75	スギ・ヒノキ	46-74	5,045,000	5,045,000	747	0	0	6.75			153	869					6.75	看板	20,154	1,376	845	1,003	7	323	674
7	賀茂	下田市	須原	いなざさ林業	1	1.77	スギ・ヒノキ	57-69	1,641,000	1,641,000	927	0	0	1.77			103			685			1.77	看板	22,008	1,756	1,054	336	5		331
8	賀茂	下田市	大沢	(一社)日本自然環境保全協会	8	5.65	スギ・ヒノキ	27-87	4,299,000	4,299,000	761	0	0	5.65			200			806			5.65	看板	34,348	1,826	1,096	1,114	9		1,105
9	賀茂	賀茂郡西伊豆町	一色	チーム北見フォレストワーカーズ	7	9.60	スギ・ヒノキ	41-84	7,018,000	7,018,000	731	0	0	9.60			202			1,507			9.60	看板	34,878	1,958	1,175	2,030	9		2,021
10	賀茂	下田市	北湯ヶ野	(有)愛美林	1	2.35	ヒノキ	40-82	1,462,000	1,462,000	622	0	0	2.35			200			100			2.35	看板	27,945	1,120	672	284	9		275
11	東部	御殿場市	深沢(乙女峠)	静東森林経営協同組合	3	4.34	ヒノキ	55-69	3,511,000	3,511,000	809	0	0	4.34						600			4.34	看板	14,660	1,532	919	718	0	523	195
12	東部	伊豆市	年川	ツチヤ農林(株)	1	4.57	スギ・ヒノキ	51	3,645,000	3,645,000	798	0	0	4.57			250	300		300			4.57	看板	21,460	1,957	1,167	966	11	93	862
13	東部	裾野市	下和田	裾野市森林組合	1	16.23	スギ・ヒノキ	35-78	12,986,000	12,986,000	800	0	0	16.23			600	1,500					16.23	看板	20,520	1,450	870	2,542	26	748	1,768
14	東部	伊豆市	大平柿木①大野入	(株)天城農林	1	7.34	スギ・ヒノキ	47-66	4,962,000	4,962,000	676	0	0	7.34			300	500					7.34	看板	23,231	1,734	1,041	1,375	13	590	772
15	東部	伊豆市	大平柿木②大畑山	(株)天城農林	1	3.01	スギ・ヒノキ	40-65	1,809,000	1,809,000	601	0	0	3.01			150	200					3.01	看板	23,231	2,303	1,498	749	7	132	610
16	東部	伊豆市	大平柿木③大野峯	(株)天城農林	1	6.27	スギ・ヒノキ	47-60	4,496,000	4,496,000	717	0	0	6.27			200	1,000					6.27	看板	23,231	1,913	1,244	1,295	9	560	726
17	東部	伊東市	荻①	(株)愛樹園	147	3.58	ヒノキ	45-65	3,822,000	3,822,000	1,068	0	0	3.58			100	450					3.58	看板・防護柵	217,586	1,685	1,011	651	4	181	466
18	東部	伊豆市	大平柿木④赤崩山	(株)天城農林	5	4.55	スギ・ヒノキ	47-66	2,962,000	2,962,000	651	0	0	4.55			200	500					4.55	看板	23,231	2,064	1,342	1,014	9	220	786
19	東部	伊豆市	冷川(御殿場愛郷)	田方森林組合	1	4.06	ヒノキ	25-58	2,657,000	2,657,000	654	0	0	4.06			150	280					4.06	看板	18,922	1,734	1,128	761	7	190	564
20	東部	伊豆市	上船原	(株)天城農林	3	4.30	スギ・ヒノキ	40-63	2,695,000	2,695,000	627	0	0	4.30			200	500					4.30	看板	23,231	1,879	1,221	873	9	385	479
21	東部	伊豆市	吉奈	(株)天城農林	43	4.35	スギ・ヒノキ	43-54	2,897,000	2,897,000	666	0	0	4.35			200	300					4.35	看板	21,575	2,349	1,527	1,104	9	150	945
22	東部	伊豆市	大平	ツチヤ農林(株)	3	2.11	スギ・ヒノキ	51-61	1,792,000	1,792,000	849	0	0	2.11			150			300			2.11	看板	21,460	2,201	1,323	502	7	28	467
23	東部	田方郡函南町	桑原	静沼林業(株)	1	9.69	ヒノキ	61-62	8,578,000	8,578,000	885	0	0	9.69			400	1,100					9.69	看板	22,680	1,708	1,025	1,788	18	330	1,440
24	東部	伊豆市	熊坂	横山林業	1	3.92	ヒノキ	55-76	3,468,000	3,468,000	885	0	0	3.92			200	460					3.92	看板	20,628	1,492	895	632	9	135	488
25	東部	伊豆市	月ヶ瀬	(株)天城農林	1	1.93	スギ・ヒノキ	45-55	1,729,000	1,729,000	896	0	0	1.93			100	300					1.93	看板	21,575	2,364	1,419	493	4	180	308
26	東部	伊豆市	大平柿木⑤寄沢	(株)天城農林	1	2.83	スギ・ヒノキ	51-56	1,514,000	1,514,000	535	0	0	2.83			150						2.83	看板	21,575	1,747	1,135	534	7	0	527
27	東部	伊豆市	上白岩①	田方森林組合	2	9.36	ヒノキ	42-61	5,322,000	5,322,000	569	0	0	9.36			120	700					9.36	看板	20,000	1,407	915	1,422	5	302	1,115
28	東部	伊東市	荻②	(株)愛樹園	74	2.31	スギ・ヒノキ	54-64	1,949,000	1,949,000	844	0	0	2.31			50	100					2.31	看板・防護柵	185,238	1,921	1,152	479	2	96	381
29	東部	田方郡函南町	桑原	(株)大角建設	1	0.94	ヒノキ	47-62	893,000	893,000	950	0	0	0.94						120			0.94	看板	8,640	2,400	1,443	244	0	36	208
30	東部	伊豆市	上白岩	ツチヤ農林(株)	2	3.90	スギ・ヒノキ	23-60	2,369,000	2,369,000	607	0	0	3.90			200						3.90	看板	21,460	1,993	1,197	839	9	10	821
31	東部	沼津市	西浦古宇	戸田森林組合	1	4.55	スギ・ヒノキ	56-62	2,978,000	2,978,000	655	0	0	4.55			300						4.55	看板	23,100	2,197	1,318	1,080	13	450	616
32	東部	三島市	(字なし)	愛鷹山森林組合	2	4.54	スギ・ヒノキ	56-105	4,163,000	4,163,000	917	0	0	4.54			150	550					4.54	看板	48,172	1,740	1,044	853	7	250	597
33	東部	沼津市	宮本	愛鷹山森林組合	1	3.54	ヒノキ	56-62	4,040,000	4,040,000	1,141	0	0	3.54			200	400					3.54	看板	48,172	2,762	1,657	1,056	9	200	847
34	東部	伊豆の国市	田原野	(有)愛美林	1	1.82	スギ・ヒノキ	50-61	1,134,000	1,134,000	623	0	0	1.82				140					1.82	看板	29,448	1,412	847	278	0	45	233
35	東部	裾野市	茶畑	(株)特種東海フォレスト	1	2.93	ヒノキ	58-	1,269,000	1,269,000	433	0	0	2.93									2.93	看板	44,436	1,933	1,256	612	0	200	412

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積(ha)	樹種	林齢(年) タケ除く	補助金額(円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数(本/ha)		木材木用途(m3)					
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐(ha)	倒木処理(ha)	整理伐(ha)	簡易木製構造物設置(m)	簡易作業路車道開設(m)	簡易作業路車道改良(m)	簡易作業路歩道開設(m)	簡易作業路歩道改良(m)	調査計画(ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量	浸透能促進工	
										補助金額(円)	単価(千円/ha)	補助金額(円)	補助金額(円)										事業内容	事業費(円)							
36	東部	伊豆市	上白岩②	田方森林組合	20	2.53	スギ・ヒノキ	49-67	2,666,000	2,666,000	1,054	0	0	2.53			100	350					2.53	看板	20,045	1,451	871	396	4	132	260
37	東部	伊豆の国市	田原野	川村林業(株)	5	4.16	スギ・ヒノキ	13-64	2,905,000	2,905,000	698	0	0	4.16			100	300					4.16	看板	21,336	2,402	1,442	1,079	4	90	985
38	富士	富士宮市	根原	富士森林組合	1	8.34	ヒノキ	57-65	10,920,000	10,920,000	1,309	0	0	8.34			800	1,550					8.34	看板	241,800	2,875	1,869	2,589	35	593	1,961
39	富士	富士宮市	内房	(有)木成	3	0.95	スギ・ヒノキ	50-56	934,000	934,000	983	0	0	0.95			100						0.95	PR看板	198,500	1,776	1,148	182	4	0	178
40	富士	富士市	桑崎	富士市森林組合	14	12.90	スギ・ヒノキ	47-84	9,860,000	8,381,000	673	1,479,000	0	12.46	0.44		120	1,300					12.90	看板	21,962	1,641	984	2,286	5	719	1,562
41	富士	富士市	南松野	静岡中部林産事業協同組合	32	23.84	スギ・ヒノキ	38-85	17,161,000	17,161,000	720	0	0	23.84			700			2,000			23.84	看板	20,372	2,290	1,374	5,895	31	0	5,865
42	富士	富士宮市	猪之頭	富士森林組合	1	1.23	スギ・ヒノキ	52-71	470,000	470,000	382	0	0	1.23									1.23	看板	19,100	1,800	1,163	239	0	0	239
43	富士	富士宮市	猪之頭	(株)ふもとつばら	1	1.23	スギ・ヒノキ	52-71	900,702	900,702	732	0	0	1.23			136						1.23	看板	22,800	1,546	928	205	6	51	148
44	富士	富士市	江尾	富士市森林組合	2	2.91	スギ・ヒノキ	48-76	2,966,000	2,966,000	1,019	0	0	2.91			160	390					2.91	看板	21,962	1,544	926	485	7	172	306
45	中部	静岡市	梅ヶ島	(有)新庄造林	4	2.99	スギ・ヒノキ	37-86	2,366,000	2,366,000	791	0	0	2.99			32			450			2.99	看板	19,500	2,434	1,359	786	1		785
46	中部	静岡市	坂ノ上	静岡市森林組合	3	18.27	スギ・ヒノキ	27-77	16,733,000	16,733,000	916	0	0	18.27			604		1,185	1,500			18.27	看板・CO路面工・排水処理工	1,015,914	2,967	1,663	5,854	27		5,828
47	中部	静岡市	口坂本	井川森林組合	1	24.96	スギ・ヒノキ	39-71	30,988,000	30,988,000	1,242	0	0	24.96			2,017	2,003		2,000			24.96	看板・防護柵・敷砂利・伐採木の移動	8,639,736	1,548	929	4,174	89	772	3,313
48	中部	静岡市	俵峰	静岡市森林組合	11	31.38	スギ・ヒノキ・外	47-92	28,431,000	28,431,000	906	0	0	31.38			1,055	1,300		1,600			31.38	PR看板・敷砂利・丸太積擁壁	2,281,961	2,289	1,330	7,759	46	456	7,256
49	中部	静岡市	楯尾ほか2箇所	ヤマギン山本店(有)	5	21.06	スギ・ヒノキ	25-76	10,864,000	10,864,000	516	0	0	21.06						2,145			21.06	看板3基	57,225	1,907	1,144	4,338	0		4,338
50	中部	静岡市	赤沢	静岡市森林組合	2	20.16	スギ・ヒノキ	15-70	17,466,000	17,466,000	866	0	0	20.16			660		1,517	2,010			20.16	看板・丸太積擁壁	311,061	3,026	1,682	6,588	29		6,559
51	中部	静岡市	梅ヶ島	鈴木林業	18	16.36	スギ・ヒノキ	25-65	14,941,000	14,941,000	913	0	0	16.36			1,079			5,677			16.36	看板	20,555	2,270	1,367	4,012	47		3,964
52	中部	静岡市	門屋	(協)森林施業静岡	3	5.06	スギ・ヒノキ	56-63	5,279,000	5,279,000	1,043	0	0	5.06			200		500	800			5.06	看板・丸太積擁壁	1,031,578	2,326	1,396	1,271	9		1,262
53	中部	静岡市	小布杉	ヤマギン山本店(有)	3	4.65	スギ・ヒノキ	57-76	4,329,000	4,329,000	931	0	0	4.65					581				4.65	看板・丸太積擁壁・根株処理	571,762	1,872	1,123	940	0	183	757
54	中部	静岡市	大原・小瀬戸	静岡市森林組合	5	15.20	スギ・ヒノキ	21-77	11,033,000	11,033,000	726	0	0	15.20			506			2,000			15.20	看板・PR用看板	277,271	2,145	1,268	3,522	22		3,499
55	中部	静岡市	黒俣	静岡市森林組合	3	2.35	スギ・ヒノキ	47-77	2,352,000	2,352,000	1,001	0	0	2.35			150			700			2.35	看板	21,942	2,500	1,427	634	7		628
56	中部	静岡市	内牧	(特非)NPO東海	3	5.19	スギ・ヒノキ	49-65	3,833,000	3,833,000	739	0	0	5.19			251			1,300			5.19	看板	19,800	1,829	1,096	1,025	11		1,014
57	中部	静岡市	有東木	オベライト梅ヶ島	5	5.87	スギ・ヒノキ	46-82	5,716,000	5,716,000	974	0	0	5.87			200	220		1,200			5.87	PR看板・敷砂利	691,242	1,758	1,055	1,115	9	160	946
58	中部	静岡市	諸子沢	静岡市森林組合	2	5.83	スギ・ヒノキ	14-18	4,362,000	4,362,000	748	0	0	5.83					1,322				5.83	看板・CO路面工	887,371	2,211	1,289	1,392	0		1,392
59	中部	静岡市	梅ヶ島	鈴木林業	10	21.57	スギ・ヒノキ	26-60	17,495,000	17,495,000	811	0	0	21.57			1,076			4,780			21.57	看板	20,555	2,322	1,393	5,408	47		5,361
60	中部	静岡市	津渡野	(有)新庄造林	1	2.82	スギ・ヒノキ	35-89	2,818,000	2,818,000	999	0	0	2.82			31			1,307			2.82	看板	19,000	2,284	1,257	696	1		694
61	中部	静岡市	梅ヶ島	鈴木林業	8	9.99	スギ・ヒノキ	25-65	7,026,000	7,026,000	703	0	0	9.99			612			1,259			9.99	看板	20,555	1,860	1,116	2,006	27		1,979
62	志太	藤枝市	本郷	森林組合おおいがわ	8	3.95	スギ・ヒノキ	38-65	2,911,000	2,911,000	737	0	0	3.95			100			500			3.95	看板	21,778	1,931	1,062	824	4		819
63	志太	島田市	大代	森林組合おおいがわ	1	11.06	スギ・ヒノキ	34-46	7,630,000	7,630,000	690	0	0	11.06			200			1,800			11.06	看板	20,773	1,979	1,089	2,364	9		2,355
64	志太	島田市	伊久美	森林組合おおいがわ	5	7.36	スギ・ヒノキ	38-69	6,250,000	6,250,000	849	0	0	7.36			400			1,000			7.36	看板	22,500	2,158	1,187	1,715	18		1,698
65	志太	島田市	高熊	(有)落合製材所	4	5.82	スギ・ヒノキ	38-68	3,815,000	3,815,000	655	0	0	5.82			150			700			5.82	看板	23,385	1,755	1,053	1,103	7		1,096
66	志太	島田市	大代	森林組合おおいがわ	4	7.72	スギ・ヒノキ	35-55	6,270,000	6,270,000	812	0	0	7.72			200			1,200			7.72	PR看板	145,900	2,346	1,290	1,956	9		1,947
67	志太	島田市	川根町笹間渡	森林組合おおいがわ	2	2.91	スギ・ヒノキ	49-51	2,094,000	2,094,000	720	0	0	2.91						500			2.91	看板	19,589	2,216	1,219	697	0		697
68	志太	藤枝市	谷稲葉	森林組合おおいがわ	4	4.83	スギ・ヒノキ	35-63	3,907,000	3,907,000	809	0	0	4.83			200			1,000			4.83	看板	22,807	2,073	1,140	1,081	9		1,073
69	志太	榛原郡川根本町	上長尾	森林組合おおいがわ	6	10.03	スギ・ヒノキ	22-58	7,300,000	7,300,000	728	0	0	10.03			200			1,000			10.03	看板	19,484	2,456	1,473	2,660	9		2,651
70	志太	島田市	川根町笹間上	(有)ヤナザイ	2	9.95	スギ・ヒノキ	15-36	7,970,000	7,970,000	801	0	0	9.95			400			2,500			9.95	看板	19,405	2,453	1,472	2,636	18		2,619

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積(ha)	樹種	林齢(年) タケ除く	補助金額(円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数(本/ha)		木材木用途(m3)					
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐(ha)	倒木処理(ha)	整理伐(ha)	簡易木製構造物設置(m)	簡易作業路車道開設(m)	簡易作業路車道改良(m)	簡易作業路歩道開設(m)	簡易作業路歩道改良(m)	調査計画(ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量	浸透能促進工	
										補助金額(円)	単価(千円/ha)	補助金額(円)	補助金額(円)										事業内容	事業費(円)							
71	志太	榛原郡川根本町	下泉	森林組合おおいがわ	2	7.35	スギ・ヒノキ	29-34	5,600,000	5,600,000	762	0	0	7.35			200			800			7.35	看板	23,967	2,665	1,599	2,116	9		2,107
72	志太	島田市	大草	特定非営利活動団体 里山どんぐりの会	3	1.11	スギ・ヒノキ	39-70	1,804,000	1,804,000	1,625	0	0	1.11			190			1,000			1.11	看板	20,127	1,812	998	217	8		209
73	志太	島田市	相賀	(有)ヤナザイ	8	9.36	スギ・ヒノキ	22-73	6,985,000	6,985,000	746	0	0	9.36			400			1,800			9.36	看板	21,942	1,911	1,147	1,932	18		1,914
74	志太	榛原郡川根本町	徳山	森林組合おおいがわ	3	14.08	スギ・ヒノキ	27-58	9,880,000	9,880,000	702	0	0	14.08			400			1,400			14.08	看板	19,484	2,315	1,389	3,520	18		3,502
75	志太	島田市	川根町身成	(有)ヤナザイ	1	3.12	スギ・ヒノキ	52-67	2,694,000	2,694,000	863	0	0	3.12			100	152		700			3.12	看板	22,067	1,601	961	540	4	179	356
76	志太	島田市	笹間下	森林組合おおいがわ	4	5.76	スギ・ヒノキ	32-65	4,582,000	4,582,000	795	0	0	5.76			100			1,000			5.76	看板	22,807	2,315	1,273	1,440	4		1,436
77	志太	島田市	川根町笹間下	(有)ヤナザイ	3	6.26	スギ・ヒノキ	35-63	5,447,800	5,447,800	870	0	0	6.26			250	280		908			6.26	看板	19,783	2,259	1,355	1,527	11	140	1,376
78	志太	島田市	尾川	森林組合おおいがわ	2	12.98	スギ・ヒノキ	56-65	9,140,000	9,140,000	704	0	0	12.98						2,000			12.98	看板	19,589	2,124	1,168	2,978	0		2,978
79	志太	榛原郡川根本町	東藤川	森林組合おおいがわ	10	10.09	スギ・ヒノキ	24-61	7,077,000	7,077,000	701	0	0	10.09						600			10.09	看板	23,849	2,406	1,323	2,622	0		2,622
80	志太	島田市	相賀	森林組合おおいがわ	11	8.07	スギ・ヒノキ	44-61	7,110,000	7,110,000	881	0	0	8.07			200			1,300			8.07	看板	19,589	2,465	1,356	2,149	9		2,140
81	志太	島田市	相賀	(株)兵庫親林開発	12	8.38	スギ・ヒノキ	36-66	7,860,000	7,860,000	938	0	0	8.38			430			600			8.38	看板	20,913	2,708	1,489	2,451	19		2,432
82	志太	島田市	伊久美	(株)兵庫親林開発	5	8.13	スギ・ヒノキ	19-78	7,296,000	7,296,000	897	0	0	8.13			350			500			8.13	看板	20,912	2,534	1,394	2,225	15		2,209
83	志太	藤枝市	岡部町宮島	森林組合おおいがわ	2	9.36	スギ・ヒノキ	47-60	6,823,000	6,823,000	729	0	0	9.36						1,750			9.36	看板	22,499	2,160	1,189	2,184	0		2,184
84	志太	島田市	伊久美	森林組合おおいがわ	6	4.35	スギ・ヒノキ	50-64	3,422,000	3,422,000	787	0	0	4.35						800			4.35	看板	22,570	2,237	1,230	1,051	0		1,051
85	志太	藤枝市	瀬戸ノ谷	森林組合おおいがわ	9	8.46	スギ・ヒノキ	18-73	5,993,000	5,993,000	708	0	0	8.46			200			700			8.46	看板	22,807	1,906	1,048	1,742	9		1,733
86	中遠	周智郡森町	亀久保	森町森林組合	12	34.41	スギ・ヒノキ	28-65	20,000,000	20,000,000	581	0	0	34.41			106	200	1,340				34.41	看板	21,600	2,012	1,207	7,477	5	61	7,411
87	中遠	周智郡森町	亀久保その2	森町森林組合	6	15.60	スギ・ヒノキ	30-65	9,500,000	9,500,000	609	0	0	15.60			50	70					15.60	看板	21,600	2,270	1,362	3,824	2	26	3,796
88	中遠	掛川市	桜木	掛川市森林組合	20	19.25	スギ・ヒノキ	20-62	14,600,000	14,600,000	758	0	0	19.25			1,803						19.25	看板	20,377	2,154	1,292	4,477	79	0	4,398
89	中遠	菊川市	丹野	㈱西島土木	6	3.95	スギ・ヒノキ・サツ	32-57	5,085,000	3,002,000	921	1,763,000	320,000	3.26	0.56	0.13	219	400					3.95	P R 看板	129,000	1,424	783	607	10	163	435
90	中遠	掛川市	原田	掛川市森林組合	27	57.65	スギ・ヒノキ	33-65	40,300,000	40,300,000	699	0	0	57.65			3,382	1,202	1,752	204			57.65	看板	21,178	1,868	1,112	11,628	149	372	11,107
91	中遠	袋井市	山田	掛川市森林組合	1	1.72	ヒノキ	18-	1,520,000	1,520,000	884	0	0	1.72			103			340			1.72	看板	19,902	3,770	2,160	700	5	0	696
92	中遠	掛川市	倉真・上西郷	田旗造園建設㈱	21	26.56	スギ・ヒノキ	33-66	26,200,000	26,200,000	986	0	0	26.56			1,007	2,954		1,043			26.56	P R 看板	124,000	2,517	1,510	7,220	44	901	6,275
93	中遠	掛川市	初馬	掛川市森林組合	16	10.63	スギ・ヒノキ	31-60	7,800,000	7,800,000	734	0	0	10.63			1,007			230			10.63	看板	20,010	1,846	1,108	2,120	44	0	2,075
94	西部	浜松市	天竜区佐久間町相月	佐久間森林組合	1	3.43	スギ	18-50	2,806,000	2,806,000	818	0	0	3.43						200			3.43	看板	22,914	2,706	1,488	1,002	0	0	1,002
95	西部	浜松市	天竜区水窪町地頭方	水窪町森林組合	1	3.09	スギ・ヒノキ	29-63	2,016,000	2,016,000	652	0	0	3.09						541			3.09	看板	23,217	2,250	1,237	751	0	0	751
96	西部	浜松市	北区滝沢町	引佐町森林組合	1	13.18	スギ・ヒノキ	40-65	5,549,000	5,549,000	421	0	0	13.18									13.18	看板	25,236	1,464	805	2,084	0	10	2,074
97	西部	浜松市	北区引佐町田沢	引佐町森林組合	3	7.04	スギ・ヒノキ	45-50	3,807,000	3,807,000	541	0	0	7.04									7.04	看板	25,236	2,008	1,097	1,526	0	7	1,519
98	西部	浜松市	天竜区只来	天竜森林組合	1	1.00	スギ・ヒノキ	45-	656,000	656,000	656	0	0	1.00									1.01	看板	23,433	2,500	1,367	270	0	0	270
99	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	5	11.71	スギ・ヒノキ	45-65	8,005,000	8,005,000	684	0	0	11.71			50						11.71	看板	25,644	2,700	1,484	3,415	2	0	3,412
100	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	9	11.16	スギ・ヒノキ	40-65	7,538,000	7,538,000	675	0	0	11.16			50			831			11.16	看板	24,191	2,100	1,146	2,531	2	0	2,529
101	西部	浜松市	天竜区龍山町瀬尻	龍山森林組合	9	4.32	スギ・ヒノキ	29-67	3,656,000	3,656,000	846	0	0	4.32			100						4.32	看板	21,089	2,700	1,484	1,260	4	20	1,235
102	西部	浜松市	北区引佐町渋川	引佐町森林組合	3	2.91	スギ・ヒノキ	44-53	1,605,000	1,605,000	552	0	0	2.91									2.91	看板	25,236	1,765	971	555	0	0	555
103	西部	浜松市	北区引佐町西久留女木	引佐町森林組合	3	4.13	スギ・ヒノキ	29-50	2,124,000	2,124,000	514	0	0	4.13									4.13	看板	25,236	2,057	1,125	917	0	6	911
104	西部	浜松市	北区引佐町渋川	引佐町森林組合	2	1.19	スギ・ヒノキ	26-49	825,000	825,000	693	0	0	1.19									1.19	看板	25,236	2,350	1,286	302	0	3	299
105	西部	浜松市	北区引佐町渋川	引佐町森林組合	4	1.94	スギ・ヒノキ	25-47	1,232,000	1,232,000	635	0	0	1.94									1.94	看板	25,236	2,168	1,190	454	0	0	454

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積(ha)	樹種	林齢(年) タケ除く	補助金額(円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数(本/ha)		木材木用途(m3)						
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐(ha)	倒木処理(ha)	整理伐(ha)	簡易木製構造物設置(m)	簡易作業路車道開設(m)	簡易作業路車道改良(m)	簡易作業路歩道開設(m)	簡易作業路歩道改良(m)	調査計画(ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量	浸透能促進工		
										補助金額(円)	単価(千円/ha)	補助金額(円)	補助金額(円)										事業内容	事業費(円)								
106	西部	浜松市	北区引佐町洪川	引佐町森林組合	7	9.49	スギ・ヒノキ	27-53	5,585,000	5,585,000	589	0	0	9.49										9.49	看板	25,236	2,043	1,119	2,094	0	3	2,091
107	西部	浜松市	天竜区龍山町下平山	龍山森林組合	17	30.36	スギ・ヒノキ	24-67	27,477,000	27,477,000	905	0	0	30.36		800	1,980							31.41	看板	21,959	2,400	1,320	7,869	35	600	7,234
108	西部	浜松市	北区引佐町洪川	引佐町森林組合	2	3.62	スギ・ヒノキ	25-62	2,295,000	2,295,000	634	0	0	3.62										3.62	看板	25,236	2,043	1,124	799	0	3	796
109	西部	浜松市	北区引佐町洪川	引佐町森林組合	2	2.62	スギ・ヒノキ	33-52	1,885,000	1,885,000	719	0	0	2.62										2.62	看板	25,236	2,303	1,266	652	0	6	646
110	西部	浜松市	天竜区両島	天竜森林組合	3	1.09	スギ・ヒノキ	24-41	905,000	905,000	830	0	0	1.09										1.09	看板	23,445	3,200	1,748	377	0	0	377
111	西部	浜松市	天竜区熊	天竜森林組合	4	7.16	スギ・ヒノキ	17-51	4,767,000	4,767,000	666	0	0	7.16										7.16	看板	23,445	2,711	1,480	2,096	0	200	1,896
112	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	1	5.35	スギ・ヒノキ	13-47	3,089,000	3,089,000	577	0	0	5.35		50								5.35	看板	22,545	2,200	1,199	1,271	2	0	1,269
113	西部	浜松市	天竜区佐久間町奥領家	佐久間森林組合	2	9.57	スギ・ヒノキ	23-65	6,062,000	6,062,000	633	0	0	9.57										9.57	看板	22,914	1,980	1,089	2,047	0	0	2,047
114	西部	浜松市	天竜区水窪町奥領家	水窪町森林組合	17	26.31	スギ・ヒノキ	24-65	19,606,000	19,606,000	745	0	0	26.31					2,067					26.31	看板	20,434	2,600	1,430	7,388	0	0	7,388
115	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	3	7.76	スギ・ヒノキ	14-65	5,446,000	5,446,000	702	0	0	7.76										7.76	看板	23,524	2,900	1,594	2,430	0	0	2,430
116	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	3	4.78	スギ・ヒノキ	25-25	3,770,000	3,770,000	789	0	0	4.78										4.78	看板	23,290	3,300	1,811	1,704	0	0	1,704
117	西部	浜松市	天竜区水窪町地頭方	水窪町森林組合	1	2.04	スギ	35-36	1,368,000	1,368,000	671	0	0	2.04						345				2.04	看板	20,434	2,000	1,100	441	0	0	441

平成30年度第 1 回森の力再生事業評価委員会

事業実施箇所の モニタリング調査について

県農林技術研究所
森林・林業研究センター

1

第 2 期事業モニタリング調査

調査地	人工林10か所
調査項目	立木の状況 : 樹高、胸高直径、立木密度 土壌浸食度 光環境 : 開空度、rPPFD 下層植生 : 植被率、種数 下層木(稚樹) : 本数、樹高、種数 生物多様性 : 下層植生の開花・結実、鳥類
調査時期	立木の状況～下層植生の開花・結実 : 10月～11月 鳥類 : 7月(繁殖期)・12月(越冬期)

2

モニタリング調査地一覧



* 伊豆の調査地は、H28調査地設定後、諸事情により整備ができなくなったことから、H29に新たな調査地「伊豆(吉奈)」を設定した。

3

調査地概況

調査箇所		面積 (ha)	樹種	林齢 (施工時)	標高 (m)	斜面方位	傾斜(度)
1	西伊豆町(一色)	7.69	スギ・ヒノキ	50-66	450-540	南西	32-44
2	伊豆市(吉奈)	4.35	スギ・ヒノキ	43-54	440-470	南西-北西	22-41
3	裾野市(深良)	12.02	スギ・ヒノキ	59-71	600-650	南西-北	21-34
4	富士市(桑崎)	7.13	ヒノキ	62	650-700	東-北西	19-35
5	静岡市葵区(大間)	35.67	スギ・ヒノキ	41-62	910-980	南西-北西	24-36
6	島田市(伊久美)	16.61	スギ・ヒノキ	60	240-290	北東-南西	36-41
7	川根本町(千頭)	11.79	スギ・ヒノキ	50	490-580	北-北西	34-45
8	掛川市(遊家)	52.24	スギ・ヒノキ	50-65	50-130	南西-北	25-42
9	浜松市天竜区(龍山町)	23.66	スギ・ヒノキ	46	160-290	南-北西	11-44
10	浜松市天竜区(佐久間町)	11.24	スギ・ヒノキ	19-25	680-750	南-北西	32-46

平成29年度：整備後初の調査

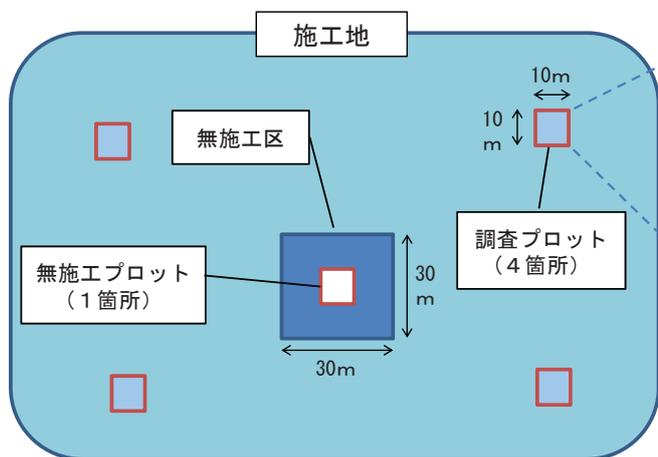
※伊豆市(吉奈)は整備後のデータなし

4

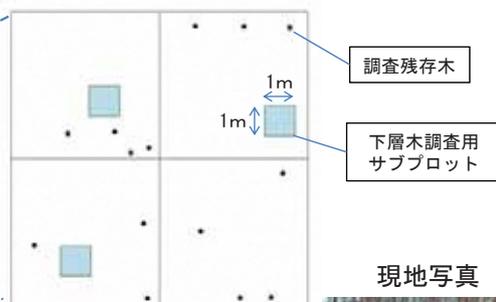
調査プロットの設定

- ・ 1 施工地に付き10m×10mのプロットを4か所
- ・ 30m×30mの無施工区の中に10m×10mのプロットを1か所
- ・ 各プロット内に1m×1mのサブプロット3か所

プロット配置イメージ図



プロット拡大図【参考】島田市伊久美プロット②



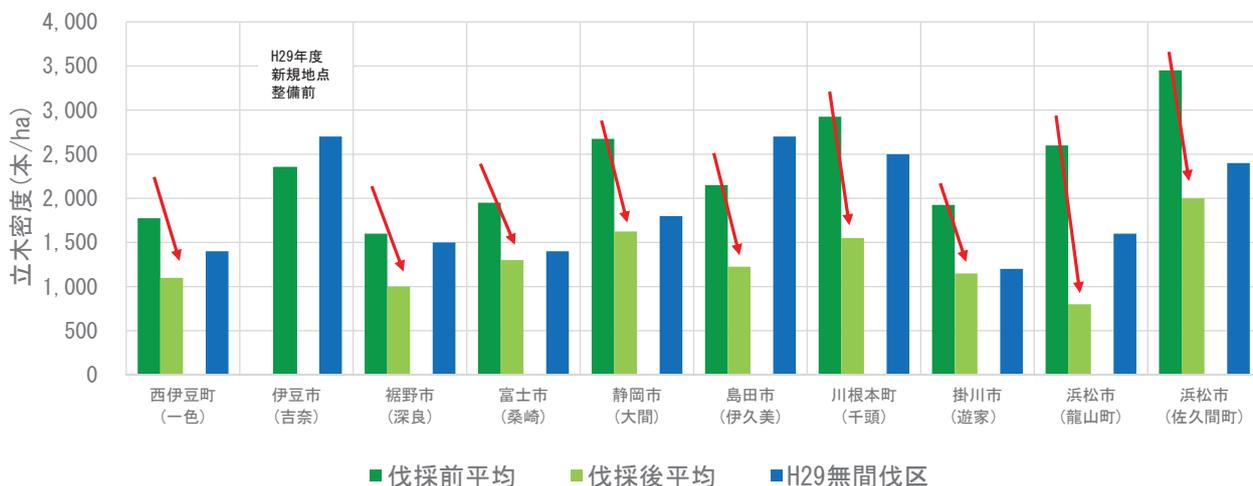
立木の状況 — 立木密度 —

1 調査方法

調査プロットの平均立木本数を調査（1ha当たりの本数に換算）

2 調査結果（平均立木密度）

▲ 伐採前2,340本/ha → 伐採後1,305本/ha（平均伐採率45%）



※伊豆市(吉奈)は伐採前データのみ

立木の状況－残存木の胸高直径・樹高－

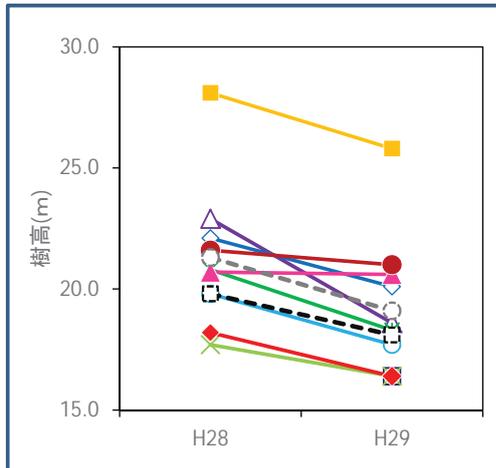
1 調査方法

調査プロット内の残存木を調査・比較

2 調査結果（伐採後1年経過）

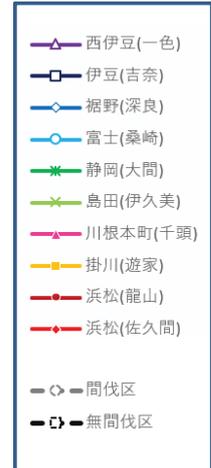
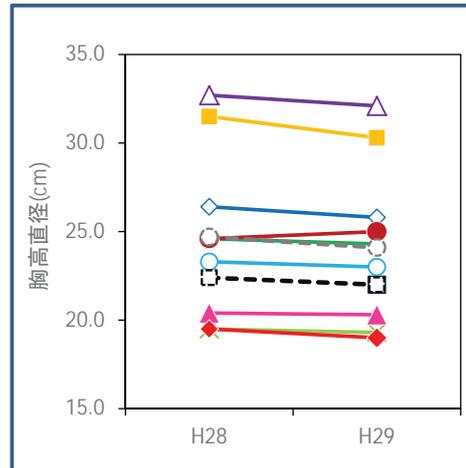
- ▲ 胸高直径は特段変化が見られない。
- ▲ 樹高は減少傾向（計測誤差が考えられる）

樹高



胸高直径

※胸の高さの位置(1.2m)における立木の直径



7

立木の状況－残存木の形状比－

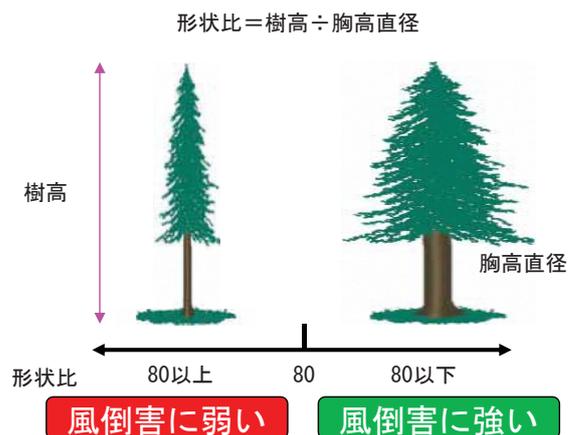
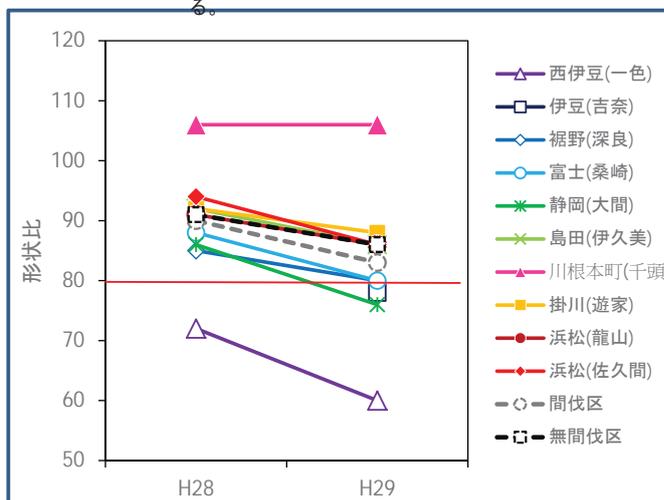
調査結果（伐採後1年経過）

- ▲ 形状比80超のプロットは5箇所

島田市（伊久美）、川根本町（千頭）、掛川市（遊家）、浜松市天竜区（龍山町）、浜松市天竜区（佐久間町）

形状比

※結果は改善傾向を示しているが、樹高の測定誤差の影響によるもの。胸高直径に大きな変化が見られないため、実際は変化なしと考えられる。



※形状比：樹高を胸高直径で割った数値。一般に、形状比80以下が風倒被害の影響を受けにくいとされる。

8

土壌浸食度

1 調査方法

調査プロット内の土壌状態を目視にて確認し5段階で評価

2 調査結果（伐採後1年経過）

- ▲ A0層が部分的に流亡している箇所が多い。
- ▲ 一部のプロットでガリーが見られた。



【参考】ガリー浸食の例
※写真は森の力施工地ではない

土壌浸食度

H29	P1	P2	P3	P4	C
西伊豆(一色)	0	1	1	1	2
伊豆(吉奈)	2	2	4	1	1
裾野(深良)	2	2	2	2	2
富士(桑崎)	1	1	1	1	2
静岡(大間)	2	2	1	2	1
島田(伊久美)	1	1	2	2	3
川根本町(千頭)	2	2	2	1	1
掛川(遊家)	1	1	1	1	2
浜松(龍山)	1	1	2	2	2
浜松(佐久間)	0	0	0	1	2



伊豆(吉奈)P3
土壌浸食度：4

土壌侵食度	状態
0	A0層（有機物層）が全面を覆っている
1	A0層（有機物層）の一部が流亡している（ガリーは認められない）
2	A0層（有機物層）が50%に満たない（ガリーは認められない）
3	ガリーが一部で見られる
4	全面にガリーが見られる

※A0層：落葉や枯枝が半分解のまま地表に堆積した堆積腐植の層。

※ガリー：地表水によって土壌が削り取られ表面侵食の最も進んだ形態で、斜面上に深く長く掘れた溝ができる。

9

開空度・rPPFD(相対光量子束密度)

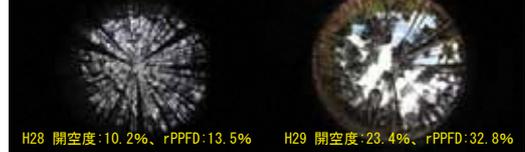
1 調査方法

魚眼レンズを用いた全天空写真を撮影し、画像解析ソフトで算出

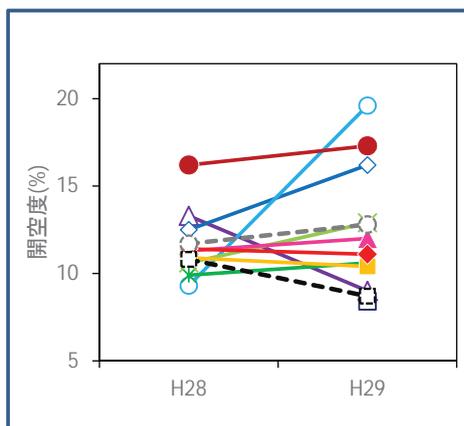
2 調査結果

- ▲ 開空度・rPPFDは8施工地で改善

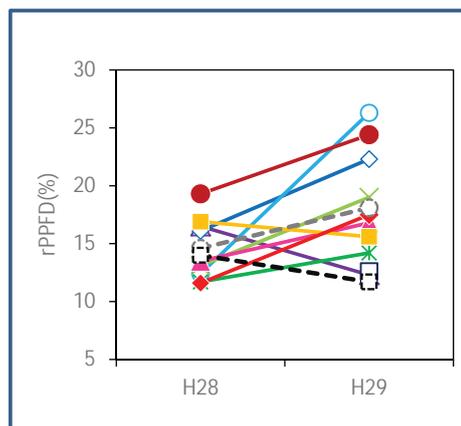
【全天空写真】富士市桑崎プロット4



開空度



rPPFD



※開空度：魚眼レンズを用いて撮影した全天空写真から、樹木の遮蔽する部分等を除く、「空の部分」を算出した値。

※rPPFD：林内の光環境を評価する指標。下層木の成長には15%以上が必要といわれている。相対光量子束密度。

10

下層植生 — 植被率・種類 —

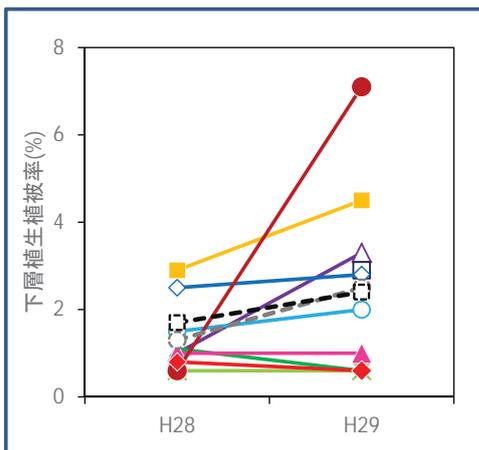
1 調査方法

- ・プロット内の植生植被面積を目視（投影法）により確認
- ・シダ植物以上の植物の種名を確認

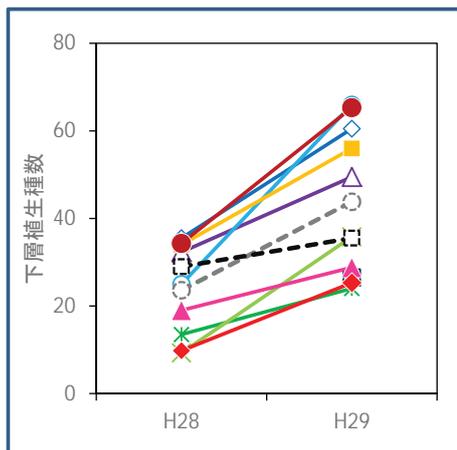
2 調査結果

- ▲ 植被率はまだ変化がみられない
- ▲ 種数は全施工地で増加傾向

植被率



種数



下層植生 — 回復状況 —



西伊豆町(一色) P4



伊豆市(吉奈) P4



裾野市(深良) P2



富士市(桑崎) P3



静岡市葵区(大間) P2

下層植生 一回復状況



島田市(伊久美) P2



川根本町(千頭) P1



掛川市(遊家) P3



浜松市天竜区(龍山町) P3



浜松市天竜区(佐久間町) P1

13

下層木（稚樹） 一本数・樹高

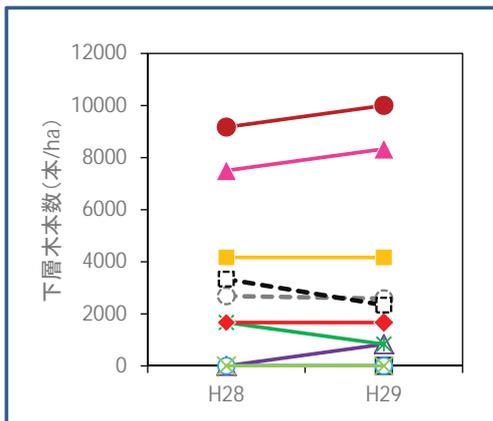
1 調査方法

- ・調査プロット内にサブプロット (1m×1m) を3個設定
- ・樹高0.3m以上の木本種を調査

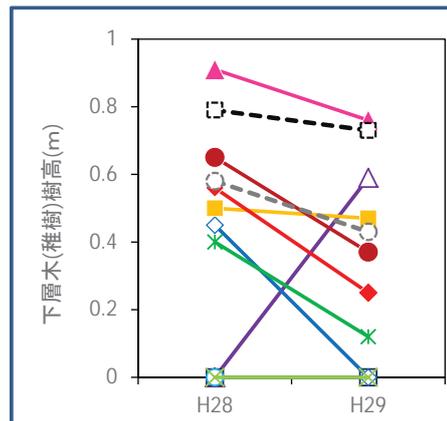
2 調査結果

- ▲ 発生本数に変化はみられない。
- ▲ 樹高は9施工地で減少

本数



樹高



下層木（稚樹）－発生種・本数－

1 調査結果

- ▲ 発生種数は0～5種
- ▲ 常緑性の高木種及び小高木種、落葉性の低木種が多い

西伊豆(一色)	イズセンリョウ(1)				
伊豆(吉奈)	なし				
裾野(深良)	なし				
富士(桑崎)	なし				
静岡(大間)	アブラチャン(1)				
島田(伊久美)	なし				
川根本町(千頭)	ヒサカキ(6)	<u>アラカシ(3)</u>	アセビ(1)		
掛川(遊家)	<u>アラカシ(4)</u>	リンボク(1)			
浜松(龍山)	チャノキ(6)	<u>アラカシ(3)</u>	<u>ヨジイ(1)</u>	ガクウツギ(1)	コアジサイ(1)
浜松(佐久間)	クロモジ(2)				

※ () 内は出現本数、赤字下線は高木種

15

下層木写真

(下層木の発生が確認できた箇所)



西伊豆町(一色) P3-S2
イズセンリョウ 0.59m



川根本町(千頭) P1-S2
アセビ 0.31m



川根本町(千頭) P4-S3
ヒサカキ 1.57m



掛川市(遊家) P1-S1
アラカシ 0.39m



浜松市天竜区(龍山町) P4-S2
アラカシ 0.53m
チャノキ 0.60m, 0.31m

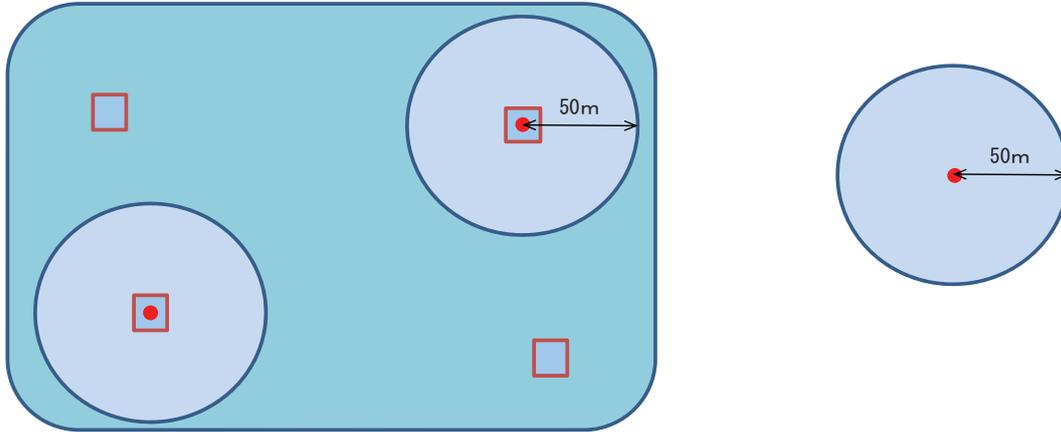


浜松市天竜区(佐久間町) P4-S1
クロモジ 0.24m, 0.25m

16

鳥類の状況 — 調査対象 —

- ・ 1 調査地につき 3 地点設定
- ・ 調査地点は、施工地内の設定済プロットを中心 2 地点と、施工地外（周辺の別の森林）に 1 地点設定
- ・ 各地点から半径 50m 以内を対象に観測



17

鳥類の状況 — 確認種 —

1 調査方法

- ・ 30分間に飛来した鳥を観測
- ・ 繁殖期（7月）と越冬期（12月）の計 2 回調査

2 調査結果

- ▲ 本調査で記録された鳥類は6目16科33種であった
- ▲ 繁殖期は28種、越冬期は20種確認した
- ▲ 希少種はウズラ、サシバ(VU)、オオタカ(NT)の3種を確認した
- ▲ 外来種はコジュケイ、ガビチョウ、ソウシチョウの3種を確認した

日本産鳥類在来種確認種リスト

目	科	種名	渡り区分	調査時期		静岡県 RL2017	環境省 RL	
				繁殖期	越冬期			
キジ	ハト	ウズラ	夏鳥/冬鳥	○		VU	VU	
		キジハト	留鳥	○				
カウ	カウ	ホトキス	夏鳥	○				
		オオカ	留鳥	○		NT	NT	
		サシバ	夏鳥	○		VU	VU	
キツ	キツ	コケラ	留鳥	○	○			
		アケラ	留鳥	○	○			
		アケラ	留鳥	○				
スズ	カス	カス	留鳥	○	○			
		ハシホウカラス	留鳥	○	○			
		ハシブトカラス	留鳥	○	○			
	シジュウ	シジュウ	シジュウ	留鳥	○	○		
			ヒカラ	留鳥	○	○		
			ヤマカラ	留鳥	○	○		
			コカラ	留鳥	○	○		
	ヒトリ	ヒトリ	ヒトリ	留鳥	○	○		
			ウグイス	留鳥	○	○		
	エカ	エカ	エカ	留鳥	○	○		
			メシロ	留鳥	○	○		
	ミサ	ミサ	ミサ	留鳥	○	○		
ヒキ			夏鳥/冬鳥	○				
セキ	セキ	アカハ	留鳥	○				
		クロツグミ	留鳥	○				
		トラツグミ	留鳥	○				
		オオル	留鳥	○				
セキ	セキ	ルリヒキ	留鳥		○			
		キセキ	留鳥	○				
アト	アト	セグロセキ	留鳥		○			
		カワセウ	留鳥	○	○			
ホシ	ホシ	マヒ	冬鳥		○			
		イカル	留鳥		○			
		ホシ	留鳥	○				
		アジ	留鳥	○	○			
6	16	33		28	20			

外来種鳥類確認種リスト

目	科	種名	渡り区分	調査時期		静岡県 RL2017	環境省 RL
				繁殖期	越冬期		
キジ	キジ	コジュケイ	留鳥/漂鳥	○			
スズ	チドリ	ガビ	留鳥	○			
		ソウシ	留鳥	○			
2	2	3		3	0		

* VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧種

18

鳥類の状況 — 施工地と無施工地の個体数と種数の比較 —

調査結果

個体数（平均）	単位：羽	
	繁殖期（7月）	越冬期（12月）
施工地	11.1	3.0
無施工地	8.4	3.1

種数（平均）	単位：種	
	繁殖期（7月）	越冬期（12月）
施工地	5.8	1.5
無施工地	4.8	1.5

19

まとめ

モニタリング項目	現状
立木の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 胸高直径、形状比ともにまだ変化がないと推測される
土壌侵食の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● A0層の一部に流亡がみられる ● まだ変化は見られない
光環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 開空度は割合が高くなっている ● rPPFDも林内が増加している
植生の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 植被率は全施工地で10%以下 ● まだ変化はみられない
下層木（稚樹）の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 本数、種数ともに少ない ● 整備後に発生した下層木はまだ樹高0.3mに達していない ● 常緑性高木種・小高木種、落葉性低木種が多い
鳥類の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 確認された鳥類は6目16科33種 ● 施工区と無施工地で差は見られなかった

光環境は改善。その他調査項目は、まだ大きな変化は見られない。

20

静岡県もりづくり県民税条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 88 号

(趣旨等)

第1条 この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第3条の規定により加算した額に係るものを「もりづくり県民税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成18年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円を加算した額とする。

2 平成26年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。

(一部改正 [平成22年条例47号・24年44号])

注 平成27年12月25日条例第56号により、平成28年4月1日から施行	
改正前	改正後
(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 (略) 2 平成26年度及び平成27年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。	(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 (略) 2 平成26年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(一部改正 [平成20年条例28号・22年34号・47号])

注 平成27年12月25日条例第56号により、平成28年4月1日から施行

改正前	改正後
(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。	(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(使途)

第4条 知事は、もりづくり県民税に係る収納額に相当する額からもりづくり県民税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、別に条例で定めるところにより、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に100円」とする。
- 3 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に200円」とする。

附 則(平成20年7月18日条例第28号抄)
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、次項及び附則第4項の規定 公布の日

附 則(平成22年8月6日条例第34号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第47号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第56号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 静岡県もりづくり県民税条例(平成 17 年静岡県条例第 88 号)第 4 条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第 2 条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第 4 条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 静岡県もりづくり県民税条例(平成 17 年静岡県条例第 88 号)第 4 条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第 2 条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第 4 条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 静岡県もりづくり県民税条例(平成 17 年静岡県条例第 88 号)第 4 条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第 2 条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第 4 条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。